

大子町過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

茨 城 県 大 子 町

目 次

1 基本的な事項

(1) 町の概況	1
ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 町における過疎の状況	1
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における 位置付け等に配慮した町の社会経済的発展の方向	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口の推移と今後の見通し	3
イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向	3
(3) 行財政の状況	8
ア 行政の状況	8
イ 財政の状況	9
ウ 施設整備水準等の現況と動向	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	14
(3) 計 画	15
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	16

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	18
(3) 計 画	21
(4) 産業振興促進事項	24
ア 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種	24
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	24
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	25

4 地域における情報化

- (1) 現況と問題点…………… 25
- (2) その対策…………… 25
- (3) 計 画…………… 26
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合…………… 26

5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点…………… 26
- (2) その対策…………… 27
- (3) 計 画…………… 28
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合…………… 33

6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点…………… 33
- (2) その対策…………… 35
- (3) 計 画…………… 38
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合…………… 39

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 現況と問題点…………… 39
- (2) その対策…………… 40
- (3) 計 画…………… 42
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合…………… 43

8 医療の確保

- (1) 現況と問題点…………… 43
- (2) その対策…………… 44
- (3) 計 画…………… 44
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合…………… 45

9 教育の振興

- (1) 現況と問題点…………… 45
- (2) その対策…………… 46
- (3) 計 画…………… 47
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合…………… 48

10 集落の整備

- (1) 現況と問題点…………… 49

(2) その対策·····	49
(3) 計 画·····	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合·····	49
1 1 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点·····	50
(2) その対策·····	50
(3) 計 画·····	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合·····	51
1 2 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点·····	51
(2) その対策·····	51
(3) 計 画·····	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合·····	52
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点·····	52
(2) その対策·····	53
(3) 計 画·····	53
事業計画（令和 3～7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分·····	54

大子町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

茨城県大子町は、茨城県の北西部に位置し、北は福島県、西は栃木県に接する県際地域にあります。南北約 28km、東西約 19km あり、総面積 325.76 km² で、県内市町村では 3 番目の大きさです。町の約 8 割は八溝山系と阿武隈山系からなる山地で、これらの山あいから数多くの中小河川が流れ出し、町の中央部を縦断する久慈川に注いでいます。また、これらの河川に沿って集落や耕地が開け、町のほぼ中心部に市街地が形成されています。

年間平均気温は 12 度から 13 度、平均降水量 1,400mm から 1,500mm と低温多雨で寒暖の差の大きい山岳気候の様相を呈しています。

明治期に市町村制が施行されると、本町の母体となる保内郷地区は 1 町 9 か村の地域として歩んできました。そして、戦後の町村合併促進により諸富野村が山方町と下小川村に分村合併し、その直後、昭和 30 年 3 月に 1 町 8 か村が合併して現在の大子町が誕生し、現在に至っています。

本町は、日本三名瀑の一つである袋田の滝をはじめ、県内最高峰の八溝山や男体山の秀峰、久慈川の清流、奥久慈温泉郷などの観光資源が豊富であり、また、米、茶、りんご、しゃも等の多くの特産物に恵まれていることにより、年間 120 万人の観光入込客を数える県内有数の観光地となっています。

イ 町における過疎の状況

昭和 30 年の合併当時 43,124 人を有した本町の人口は、令和 3 年 4 月 1 日現在の常住人口では、15,406 人と大きく減少しています。特に、昭和 35 年から昭和 45 年までの減少率が 18%と大きく、高度経済成長期に農村部から都市部への人口移動が激しかったことを裏付けるデータとなっています。その後、昭和 50 年から平成 12 年にかけては 4%から 6%台の減少率を推移し鈍化傾向にあったものの、近年は再び減少率が上昇しており、平成 23 年から令和 3 年までの減少率は 25%まで上昇しています。急速に進展する人口減少による地域コミュニティの低下や労働力不足による地域経済縮小など、人口減少による問題の深刻化が懸念されています。

本町は、昭和 45 年に施行された過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）において昭和 46 年に過疎地域に指定されて以来、過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年法律第 19 号）、過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）及び過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律においても過疎地域の指定を受けています。

また、過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月末に期限到来となり、令和 3 年 4 月 1 日に施行された、新過疎法となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においても引き続き過疎地域の指定を受けています。

この間、本町においては、過疎の状況から脱却するためにハード及びソフトの両面から様々な施策を展開してきたところです。

移住・定住・地域間交流の促進では、空き家助成金の制度化による都市住民の空き家への入居を支援するとともに、「奥久慈茶の里公園」をワークスペースとして整備し、都市部住民が本町に訪れる機会を創出しました。産業の振興では、特に観光レクリエーション事業に重点を置き都市部との交流を通じた地場産業の育成に努めており、令和3年4月には道の駅奥久慈だいがリニューアルオープンしました。情報化の推進では、公共施設への公衆無線LANの整備や行政手続きのオンライン化、コミュニティFM放送局の開局による情報発信力の強化など、住民サービスの向上や行政の効率化を図りました。交通施設の整備、交通手段の確保では、町道及び農林道整備を行うとともに、持続可能な公共交通体系の構築に係る新たな移動手段として、AIを活用した乗合タクシー等の実証実験を実施しました。生活環境の整備では、廃棄物処理施設整備や合併処理浄化槽整備を行うとともに、水道事業経営戦略を策定し、業務の効率化などによる安定した運営を推進しました。子育て環境の確保では、子育て支援センターを拠点とした、切れ目のない相談支援の実施、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進では、要介護状態にならないようにするために、関係各課が連携し、健康づくり・介護予防を推進しました。医療の確保では、救急傷病者診療体制維持、教育の振興では、小学校の統廃合の実施、地域文化の振興では、公民館講座等による芸術文化活動の推進、集落の整備では、生瀬コミュニティセンターの整備を行いました。

このような事業を総合的に実施していますが、全国の過疎地域と同様に少子高齢化が急速に進展しており、町の様々な分野に影響を及ぼしています。少子化による町内小・中学校の統廃合問題や複式学級の増加、また、高齢者の増加による医療費や介護費などの伸びによる財政負担増、若者の流出による農林畜産業や商業の後継者不足、自治会活動の低下などの課題が顕在化しています。

今後も本町が活力ある町として存続していくためには、「町の外部からの活力導入」と「町の内部からの活性化」をまちづくりにあたっての2本の柱とし、地域の活力の源である若者の定住や転入を図る施策を最優先に推進していくことが必要です。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した町の社会経済的発展の方向

昭和30年の合併当時、第1次産業就業人口は全体の65%を占め、第2次、第3次産業を圧倒していましたが、産業構造の変化により、徐々に、第1次産業就業人口から第2次、第3次へ移行し、近年では、第3次産業就業人口が概ね全体の半分を占めるようになっており、続いて第2次、第1次産業の順となっています。

袋田の滝をはじめとする豊かな自然環境や地域ならではの食材など豊富な地域資源に恵まれている本町においては、これらの資源を最大限に活かして交流人口の拡大に結びつけて町の活力を維持していくことをはじめとして、企業誘致などによる雇用の場の創出や様々な子育て支援施策の展開、また、読書のまちづくりの推進による豊かな情操を育むことにより、若者の住む活力あるまちづくり、心豊かなまちづくりを目指すべき方向とします。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、表 1-1 (1) のとおり昭和 35 年の国勢調査時には 40,178 人でしたが、平成 27 年の国勢調査では 18,053 人となっており、55 年間で 55% 減少しています。この間の 5 年ごとの変化をみると、昭和 40 年から昭和 45 年までの間の 10.4% が減少率のピークとなっており、その後は 4% から 6% 台の減少率で推移してきました。しかし、平成 12 年から平成 17 年までの間は 7.8%、平成 17 年から平成 22 年までの間は 9.2%、平成 22 年から平成 27 年までの間は 10.1% の減少率と再び上昇傾向に転じています。

男女別の内訳では、表 1-1 (2) のとおり男性約 49%、女性約 51% となっており、この数年間ほぼ均衡を保っています。

年齢階層別にみると、表 1-1 (1) のとおり全ての年齢階層において減少の値を示していますが、特に 0 歳から 14 歳までの年少人口及び 15 歳から 29 歳までの若年者人口の減少が顕著になっています。

0 歳から 14 歳までの年少人口をみると、昭和 40 年から昭和 45 年までの間の 25.5% の減少率をピークとして、昭和 35 年の 15,107 人に対し平成 27 年では 1,529 人と 89.9% も減少しており、急激な少子化傾向にあることを示しています。

15 歳から 29 歳までの若年者人口も昭和 35 年に 7,646 人であったものが、平成 27 年には 1,672 人と 78.1% も減少しており、若年層の労働人口の減少も深刻な問題です。

65 歳以上の高齢者人口比率については、昭和 35 年には 7.1% であったものが、平成 27 年では 40.4% と急速に高齢化社会へ進行しています。

表 1-1 (3) のとおり、令和 3 年 3 月に策定した第 2 期大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来人口についての推計では、令和 7 年度には 14,276 人程度になると予測しており、それ以降も人口が減少していく見込みです。また、表 1-1 (4) は、若年層の転出者を減らし、かつ、若年層や子育て世代の転入者を増やすことで、社会移動の転出超過を抑えた将来人口の目標値を示しています。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本町の産業別人口は、表 1-1 (5) のとおりであり、就業人口総数については、昭和 35 年に 18,695 人であったものが、平成 27 年には 8,855 人となり、55 年間で 52.6% 減少しています。

昭和 35 年当時は、第 1 次産業就業人口比率が 65.1% であり、第 2 次、第 3 次産業を圧倒していましたが、その後、第 1 次産業就業人口は減少、第 2 次、第 3 次産業就業人口が増加に転じており、平成 27 年では第 3 次産業就業人口が全体の半分以上を占めるようになっていきます。

また、産業別に見ると、第 1 次産業である農業は、専業農家数は若干増加しているものの兼業農家数の減少などから農家総数は年々減少しており、農業従事者の高齢化と担い手の不足が深刻な問題となっています。林業についても、近年の木材価格の低迷、林業従事者の後継者不足など、農業と同様に厳しい状況にあります。

第 2 次産業である製造業については、工業統計調査によると平成 25 年の事業所数 52 か

所、従業者数 1,082 人に対し、平成 30 年には事業所数 44 か所、従業者数 1,108 人と工場数は減少したものの、従業員数は若干の増加傾向にあり、引き続き既存企業への支援と新たな企業誘致の推進が必要です。

第 3 次産業では、主に小売業や飲食店・宿泊業、サービス業分野の就業者人口比率が伸びており、今後も観光関連産業や医療福祉産業などへの就業の場が期待されます。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 40,178		人 36,761	% △8.5	人 32,953	% △10.4	人 30,866	% △6.3	人 29,524	% △4.3
0 歳～14 歳	15,107		12,429	△17.7	9,259	△25.5	7,099	△23.3	5,989	△15.6
15 歳～64 歳	22,205		21,288	△4.1	20,315	△4.6	20,040	△1.4	19,330	△3.5
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	7,646		6,552	△14.3	6,049	△7.7	6,217	2.8	5,554	△10.7
65 歳以上 (b)	2,866		3,044	6.2	3,379	11.0	3,727	10.3	4,205	12.8
(a)／総数 若年者比率	% 19.0		% 17.8	—	% 18.4	—	% 20.1	—	% 18.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.1		% 8.3	—	% 10.3	—	% 12.1	—	% 14.2	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 28,230	% △4.4	人 27,067	% △4.1	人 25,604	% △5.4	人 23,982	% △6.3	人 22,103	% △7.8
0 歳～14 歳	5,422	△9.5	4,816	△11.2	3,956	△17.9	3,115	△21.3	2,381	△23.6
15 歳～64 歳	18,200	△5.8	16,775	△7.8	14,926	△11.0	13,465	△9.8	12,157	△9.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	4,290	△22.8	3,544	△17.4	3,276	△7.6	3,079	△6.0	2,680	△13.0
65 歳以上 (b)	4,608	9.6	5,473	18.8	6,722	22.8	7,402	10.1	7,565	2.2
(a)／総数 若年者比率	% 15.2	—	% 13.1	—	% 12.8	—	% 12.8	—	% 12.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 16.2	—	% 20.2	—	% 26.3	—	% 30.9	—	% 34.2	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,073	% △9.2	18,053	△10.1
0 歳～14 歳	1,853	△22.2	1,529	△17.6
15 歳～64 歳	10,859	△10.7	9,215	△15.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,119	△20.9	1,672	△21.1
65 歳以上 (b)	7,347	△2.9	7,286	△0.8
(a)／総数 若年者比率	% 10.6	—	9.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 36.6	—	40.4	—

表 1－1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 24,635	% —	人 22,945	% —	% △6.9	人 20,865	% —	% △9.1
男	12,125	49.2	11,273	49.1	△7.0	10,263	49.2	△9.0
女	12,510	50.8	11,672	50.9	△6.7	10,602	50.8	△9.2

区分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 19,264	% —	% △7.7	人 18,827	% —	% △2.3	16,005	% —	% △15.0
男 (外国人住民除く)		9,445	49.0	△8.0	9,223	49.0	△2.4	7,920	49.5	△14.1
女 (外国人住民除く)		9,819	51.0	△9.2	9,604	51.0	△2.2	8,085	50.5	△15.8
参 考	男 (外国人住民)	18	21.2	—	16	18.4	△11.1	16	18.2	0
	女 (外国人住民)	67	78.8	—	71	81.6	6.0	72	81.8	1.4

表 1-1 (3) 将来人口の推計（第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン）

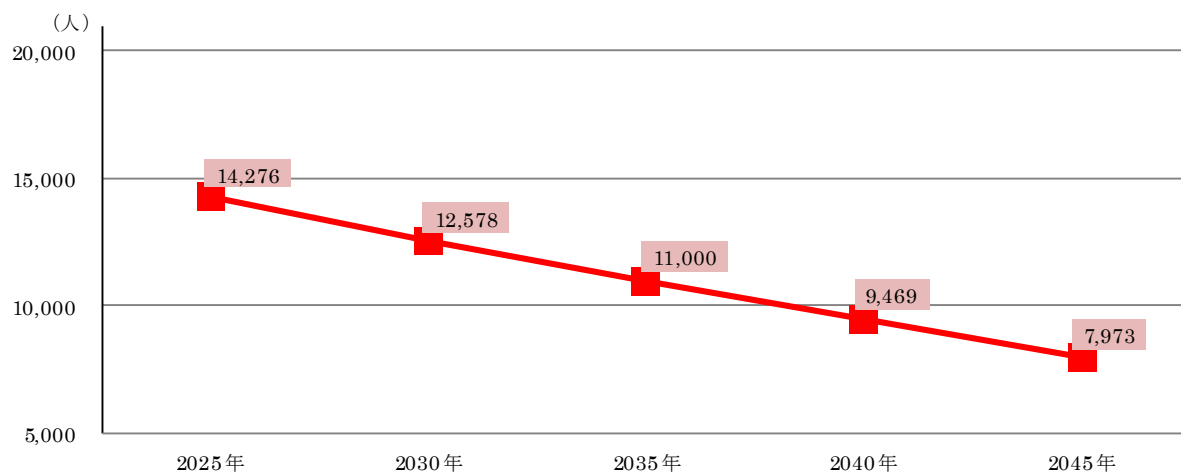


表 1-1 (4) 人口の将来目標（第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン）

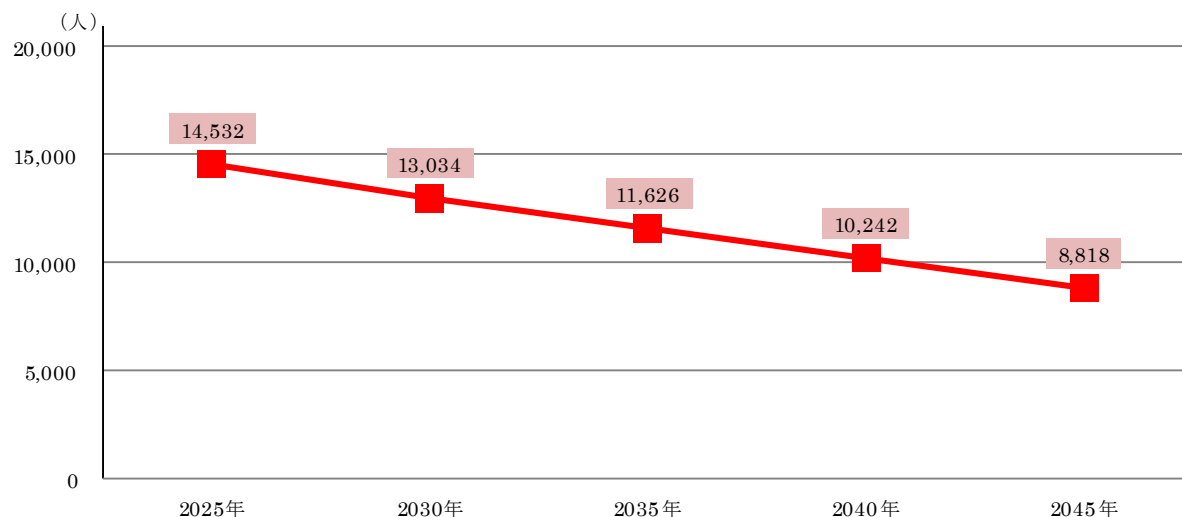


表 1-1 (5) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 18,695	人 16,865	% △9.8	人 16,097	% △4.6	人 15,752	% △2.1	人 15,613	% △0.9
第一次産業 就業人口比率	% 65.1	% 59.4	—	% 50.7	—	% 43.7	—	% 37.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 11.2	% 13.4	—	% 19.4	—	% 24.2	—	% 28.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 23.7	% 27.2	—	% 29.9	—	% 31.9	—	% 34.3	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 14,912	% △4.5	人 14,297	% △4.5	人 13,632	% △8.4	人 12,487	% △4.3	人 11,092	% △11.2
第一次産業 就業人口比率	% 34.4	—	% 26.9	—	% 24.0	—	% 21.1	—	% 18.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 31.3	—	% 33.9	—	% 33.6	—	% 35.3	—	% 33.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 34.3	—	% 42.3	—	% 42.3	—	% 43.6	—	% 48.3	—

区分	平成 22 年		平成 27 年度	
	実 数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,610	% △13.4	人 8,855	% △7.8
第一次産業 就業人口比率	% 15.9	—	15.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 31.0	—	30.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.0	—	51.7	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

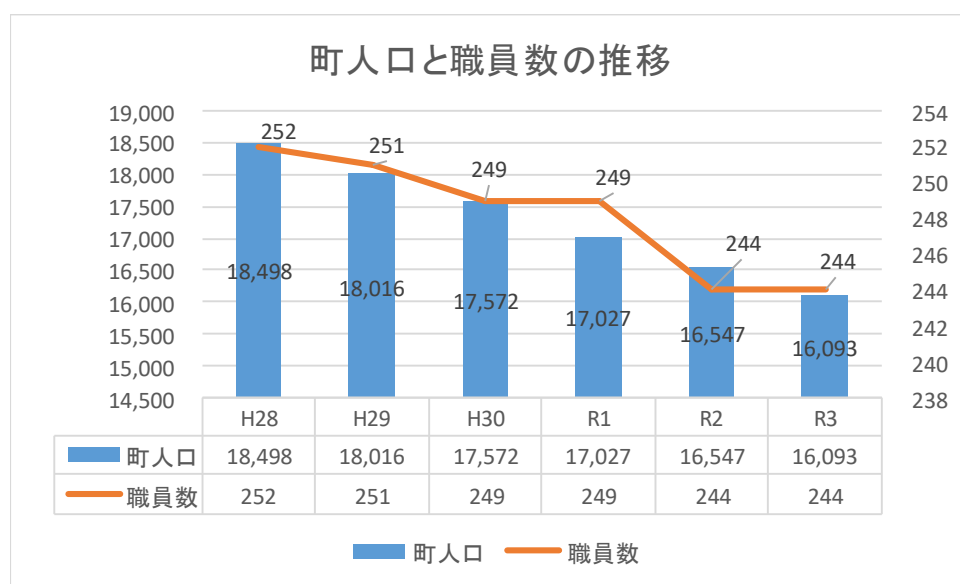
広大な面積と地理的条件から、本町では、消防、ごみ及びし尿処理、学校給食、火葬場及び斎場については、町が単独で設置し運営を行っている状況です。また、令和3年4月現在で小学校6校、中学校4校、保育所5か所（うち2か所は民間保育園）及び幼稚園1園を設置し運営しています。今後も少子高齢化が急速に進むことが予想されるため、効率的な行政運営を図る上で、広域行政への移行や一部業務の民間委託等についても検討を進める必要があります。

次に職員数は、職員の削減や事務の効率化などに努めてきた結果、10年間で61人の削減を行っており、令和3年4月現在では、行政職185人、技能労務職17人及び消防職42人の合計244人（ほか行政職の再任用短時間勤務職員8人）となっています。

一方、財政状況については、全体予算に占める義務的経費が依然として高い割合で推移しており、財政の硬直化が進んでいます。さらに、財政基盤の強さを示す財政力指数は県内ワーストとなっており、自主財源が乏しい状況は解消できていません。

平成28年度に策定した「第5次大子町行政改革大綱」では、これまでの削ることを軸とした改革から限りある人材と財源を有効活用し、各種取組を推進しました。こうした取組を進めることにより一定の効果は見られたものの、社会経済情勢の変化や町民の価値観、ライフスタイルの多様化等に伴い新たな課題も顕在化しています。

行政ニーズに的確に対応した効率的な行政運営を進め、将来に渡って持続可能な地域社会を構築するため、令和3年度から7年度までの5年間を推進期間とした「第6次大子町行政改革大綱」を策定しました。今後は、本大綱に基づき具体的な取組を実施し、引き続き行政改革の推進に努めていきます。



イ 財政の状況

本町の財政状況は、表 1-2 (1) のとおり普通会計の令和元年度決算においては、歳入総額 10,401,187 千円、歳出総額 9,614,474 千円で財政力指数 0.331、経常収支比率 88.8%となっています。

歳入総額 10,401,187 千円は、平成 27 年度に比べ 3.0%の減となり、その内訳を見ると、国庫支出金が 29.2%、過疎対策事業債が 62.4%それぞれ減少していますが、県支出金については、28.9%の増となっています。

一方、歳出総額 9,614,474 千円は、平成 27 年度に比べ 4.1%減少しており、普通建設事業費については、58.4%減少しています。これについては、平成 27 年度当時に廃棄物処理施設整備事業を実施したことなどが大きな要因であると考えられます。

過去の状況から比較すると、本町の財政状況は徐々に改善する方向に向かっていますが、依然として厳しい財政状況にあるといえます。今後、各種公共施設の更新など必要不可欠な大型公共工事が想定されるため、安定した自主財源の確保に努めるとともに、経常的経費などの歳出削減を図る必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	8,495,511	11,156,665	10,060,187	10,725,513	10,401,187
一般財源	5,761,575	6,051,260	5,987,177	6,074,272	6,419,654
国庫支出金	255,645	1,868,981	966,879	1,178,521	834,469
都道府県支出金	409,471	862,667	614,313	590,295	760,922
地方債	552,300	890,067	1,222,631	1,394,929	819,644
うち過疎債	169,200	255,700	483,800	774,200	291,200
その他	1,516,520	1,483,690	1,269,187	1,487,496	1,566,498
歳出総額 B	8,115,340	10,437,520	9,610,885	10,028,587	9,614,474
義務的経費	5,526,768	4,564,902	3,992,702	4,072,250	4,476,938
投資的経費	654,928	2,682,518	1,819,990	2,018,113	1,083,380
うち普通建設事業費	654,928	2,681,325	1,749,342	1,965,091	817,849
その他	1,933,644	3,190,100	3,798,193	3,938,224	4,054,156
過疎対策事業	1,209,756	395,335	623,506	1,187,260	551,221
歳入歳出差引額 C (A-B)	380,171	719,145	449,302	696,926	786,713
翌年度へ繰越すべき財源 D	19,600	99,209	65,985	88,609	240,688
実質収支 C-D	360,571	619,936	383,317	608,317	546,025
財政力指数	0.326	0.330	0.310	0.320	0.331
公債費負担比率	23.1	15.7	12.8	11.4	12.3
実質公債費比率	—	11.9	8.1	4.6	3.4
起債制限比率	14.6	—	—	—	—
経常収支比率	97.8	85.2	80.2	84.5	88.8
将来負担比率	—	84.1	40.4	41.6	24.6
地方債残高	11,043,125	8,545,547	8,323,577	9,956,117	9,695,636

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
町道					
改良率 (%)	0.7	7.7	26.6	35.5	39.2
舗装率 (%)	0.3	6.1	46.0	59.4	64.2
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	47,079
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	6.6	1.2	9.2	13.7	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	128,642
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.1	7.0	8.4	9.1	—
水道普及率 (%)	38.2	96.3	98.8	99.3	99.3
水洗化率 (%)	—	6.7	10.1	49.3	69.8
人口千人当たり病院, 診療所病床数 (床)	5.9	12.3	11.8	12.3	12.0

区 分	平成 25 年度末	令和元 年度末
町道		
改良率 (%)	39.6	40.5
舗装率 (%)	65.1	65.9
農道		
延長 (m)	47,079	47,079
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—
林道		
延長 (m)	129,387	138,702
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)	99.3	99.3
水洗化率 (%)	70.5	79.7
人口千人当たり病院, 診療所病床数 (床)	13.6	15.7

ウ 施設整備水準等の現況と動向

町道の改良及び舗装率について、本町は広大な面積を有しており、町道延長は約 600 km もあることから、令和元年度末で改良率 40.5%、舗装率 65.9%と国・県道と比較し、いずれの率も下回っており整備が遅れている状況です。

水道普及率は、県平均に比べて昭和 50 年代からかなり高い水準となっており、令和元年度末現在では 99.3%となっています。

また、浄化槽整備事業により合併処理浄化槽の普及が進んでおり、水洗化率については年々上昇傾向にあり、令和元年度末現在では 79.7%となっています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、第5次総合計画において、目指すべきまちの将来像を「花と緑と若者の住む 互いに支え合う心豊かなまち」と定め、住民と企業、行政が一体となってまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、地震や台風などによる大規模災害の発生、経済活動のグローバル化などにより、社会経済情勢は大きく変化し、地方自治体では、多様化・高度化する地域課題に対応していくことが求められています。

このような中、本町が今後も活力ある町として持続的に発展していくためには、町の活力の原動力となる若者の定住や転入を図る施策の推進が重要であり、そのためには、雇用の場を創出することや安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、そして高齢者が健康で生きがいを持って社会参加できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

令和2年12月に策定された、第6次総合計画では、「魅力あるストーリーで 新しいまちの景色を創り 未来へつなぐDAIGO」を本町の将来像として掲げており、将来像の実現のために、3つの基本的理念に沿った、5つの重点戦略を設定しています。

3つの基本的理念とは、「安心・安全な活力あるまちづくり」、「持続可能な協働のまちづくり」、「観光資源を活かしたまちづくり」であり、一つ目は、住み続けることができる安心・安全な活力あるまちづくりの推進、二つ目は、住民、団体、企業など地域のあらゆる構成員が人材や知恵などの多様な地域資源を活かし、自らの地域に主体的に関わる「協働」の考え方に基づいた持続可能なまちづくりの推進、三つ目は、観光資源の磨き上げを行うとともに、民間企業等との連携など、町が一体となって積極的なプロモーションを行い、観光資源を活かしたまちづくりを推進することです。

また、少子高齢化の進展と社会経済のグローバル化、情報通信技術の目まぐるしい進歩など、劇的に変化する時代の中で、まちづくりの目標を達成し、目指すべき将来像を実現するために、特に力を入れるべき課題や喫緊の課題に対し、重点的かつ優先的に取り組むべき施策を5つの重点戦略として位置づけました。

① 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり

近年頻発する災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域において支え合いながら暮らしていける、安心・安全なまちづくりを進めていきます。また、空き家の利活用や交通インフラの整備・維持管理などにより生活環境の充実を図ります。

② 未来を担う心豊かな人を育むまちづくり

本町を支えていく、若い世代に対する支援を充実させ、若い世代にとっても暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、小学生や中学生等の教育を充実させ、グローバル化への対応だけでなく、郷土教育により地域への愛着を持った人材の育成を図ります。

③ 元気、にぎわい、活力ある産業を創造するまちづくり

豊かな自然を活用し脈々と営まれてきた農林業への支援を行い、生産性の向上や担い手の育成を図るとともに、柔軟な働き方に対応した企業誘致を行うなど、本町の産業基盤を強化していきます。

④ 地域の資源を紡ぎ、町のストーリーとして発信するまちづくり

本町の基幹産業である観光業の活性化を図るため、自然環境や様々な地域資源を活用し

て地域の魅力創出を図るとともに、様々な分野、主体と連携して事業に取り組んでいきます。また、魅力創出とともに、受入体制を整え、積極的な発信を図ります。

⑤ 交流と協働による、魅力あふれ、健全で持続可能なまちづくり

今後も厳しい行財政運営が必要となることから、健全な財政運営を推進するとともに、先端技術を導入するなど、行政サービスの質的向上を目指します。また、住民と行政が協力して、それぞれの役割分担によりまちづくりを推進する「協働」の仕組みの構築・充実を図ります。快適で美しい自然環境を保全するため、地球温暖化防止に向けた、資源リサイクルや省エネルギー、二酸化炭素の排出量削減などの環境保全運動を推進します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりです。

項 目	基準値	目標値
総人口（国勢調査）	15,744 人（R2 年）	14,532 人（R7 年）
町外からの移住定住者数（年間）	6 人	10 人
合計特殊出生率	1.36	2.10
転出超過人数（5 年間の合計）	-423 人	-290 人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価を行う時期

評価は、計画期間の終了時期(令和7年度)に行います。

イ 評価の方法

計画最終年度に、指標を計測し、目標の達成状況の評価します。

計画に掲げた目標の達成に向けて、着実かつ計画的に事業を遂行するとともに、計画期間における社会情勢の変化を把握しながら、効果的かつ効率的に施策を実施していくことが重要です。

計画の進捗・管理については、関係各課等から各施策の進捗状況の報告を受け、検討課題を再整理するとともに、次年度の取り組みについて協議・調整を行うとともに、必要であれば随時見直しを行います。

ウ 評価結果の報告

計画期間の終了時の評価については、「太子町議会」において報告するとともに、町の広報紙やホームページで公表します。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画については、大子町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）における公共施設等の管理に関する基本的な考え方を踏まえて、次に掲げる総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、地域及び施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

第6次総合計画の目指すまちづくりの方針を見据え、各種計画と連動しながら、持続可能なまちづくりのための拠点化の創出を検討します。今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設の更新、維持管理及び利活用を推進します。

② 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、かつ、老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ施設（道路、橋りょう、上水道）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 町民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる町民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行います。

⑤ 民間活力を生かした取組の推進

「民間でできることは民間で」という考え方のもと、民間企業が持っているノウハウを積極的に活用して、サービス水準は維持しながら、計画的、効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住及び定住の促進

本町においては、近年の都市住民の田舎暮らし志向の高まりの中で、スローライフを求めて都市部から本町へ移住する人や二地域居住をする人が増加する傾向にあります。このような状況の中で、町有地を20年間無償で貸し出す「山田ふるさと農園」の整備や、空き家助成金の制度化により都市住民の空き家への入居を支援するなど、都市部からの移住者の拡大に努めているところです。

また、地域おこし協力隊の受入れを促進し、町内においての後継者不足などの様々な課

題解決を図るとともに、協力隊退任後の起業に向けた支援をすることで、定住率の向上に努めています。

イ 地域間交流の促進

本町においては、「常陸国 YOSAKOI 祭り」や「奥久慈トレイルレース」などのイベントを通じて、町内外を問わず地域間や世代間交流が行われています。

また、近年の働き方改革やコロナ禍において普及したテレワークやワーケーションなどのニーズに対応するため、「奥久慈茶の里公園」をワークスペースとして整備し、都市部で働く人が、本町に訪れる機会の創出に努めているところです。今後も都市部で働く人のニーズを捉えながら、新たな人の流れを作り出せるよう、町内の古民家を活用した事業に取り組んでいきます。

さらに、茨城空港の開港などにより海外からの観光客が期待できることから、アフターコロナに向けた誘致戦略の策定や国際交流の推進、外国人観光客の受入体制の構築が必要となっています。

ウ 人材の育成

本町では、起業家支援として、外部講師を呼び、町内事業者を対象とした講演を行ってきました。町外からの新たな視点や発想を享受し、イノベーションが生まれるように努めているところです。

(2) その対策

ア 移住及び定住の促進

- (ア) テレワークやワーケーションのモニターツアーを開催し、地方への関心が強まる中、移住へと繋がる取組を推進します。
- (イ) 移住セミナー等へ積極的に参加し、移住を希望する都市住民へ町の PR に努めます。
- (ウ) 空き家等バンク制度を活用して移住した方への補助金を整備し、空き家の活性化と移住の促進に努めます。
- (エ) サテライトオフィス等進出支援を行い、移住や二地域居住を希望する方への支援に努めます。

イ 地域間交流の促進

- (ア) 「奥久慈大子まつり」や「常陸国 YOSAKOI 祭り」、「奥久慈トレイルレース」などのイベントの充実に努めながら、地域や世代を限定しない多様な交流を促進します。
- (イ) 豊かな自然や、「奥久慈しゃも」などの本町ならではの特産品を求めて訪れる町外からの交流人口の増加に努めます。
- (ウ) 男体山や久慈川などの自然環境を活用した野外活動、アウトドアスポーツや釣り大会などのイベントの開催を促進します。
- (エ) 廃校等での自然体験活動や都内での催事参加などを通じて、都市住民との交流活動を推進します。

- (わ) 体験型教育旅行の受け入れなど、農家民泊の取組を支援します。
- (か) 大子清流高等学校の日タイ相互交流事業を支援することにより、学生の国際理解を促進します。
- (き) 県国際交流協会などと連携し、国際交流の推進を図るとともに、外国人観光客などを受け入れる基盤づくりに努め、多文化共生社会の実現を目指します。
- (く) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした交流人口の創出に努めます。
- (け) クライミングウォールやみぞの有効活用を図ります。
- (こ) 奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会事業や茨城県北ロングトレイル事業を推進し、サイクリストや登山者を受け入れるための環境を整備することで交流人口の増加に努めます。

ウ 人材の育成

- (ア) 本町では、空き店舗を活用した事業を支援し、活動をサポートすることで、町内での起業のモデルケースになることを目指しています。町内外の起業希望者などの人材の育成に繋がる事例の創出に努めます。
- (イ) テレワーク、ワーケーションの普及により、今後需要が高まると見込まれる「森林セラピー」事業のトレーナーの育成に努め、サービスの向上を支援します。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事業内 容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 地域間交流	奥久慈大子まつり	実行委員会	
		常陸国YOSAKOI祭り補助	実行委員会	
		奥久慈トレイルレース負担金	推進委員会	
		奥久慈サイクルツーリズム事業	町	
		奥久慈里山ヒルクライムルート負担 金	推進協議会	
		百段階段でひな祭り事業補助	大子町商工会	
		空き家バンクリフォーム助成事業	町	
		木造住宅建設助成事業	町	
		子育て世帯住宅建設助成事業	町	
		住宅リフォーム助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

平成 27 年度農林業センサスによると、本町の農家数は 2,025 戸で、そのうち専業農家数は 321 戸（専業農家率 15.9%）であり、農家戸数は年々減少している反面、専業農家数は微増している状況にあります。また、1 経営体当たりの平均経営耕地面積についても 93.5a となっており、経営規模も微かではありますが大きくなる傾向にあります。農業産出額については横ばい傾向にある中で、農家戸数や経営耕地面積の減少及び農業従事者の高齢化や後継者不足など問題が深刻化しており、認定農業者や農業生産法人などの育成と中核的農家への農地の利用集積が必要となっています。

本町には、お米コンテストで日本一となった米のほか、りんご、茶、こんにゃくなど多くの高品質な農産物に恵まれています。広域的な認知度が十分ではなく、地域ブランド化に向けた高付加価値化が求められています。

畜産については、今後も常陸牛や奥久慈しゃもなどの知名度の向上や販売促進活動をさらに推進していくことが求められています。

近年、イノシシやハクビシンなどの有害鳥獣による農作物の被害が深刻化しており、耕作放棄地の増加の一因にもなっていることから、有効な対策を講じることが必要となっています。

イ 林 業

町の森林面積は 255.81km² で、その内の約 8 割が民有林、残りの約 2 割が国有林となっています。

本町は森林の生育に適した環境にあるため、早くからスギ、ヒノキの人工造林が進められてきました。これらの森林の樹齢を見ると、伐採齢を迎えた森林が多く、森林環境譲与税等の効果的な活用により、間伐や再造林等の適切な森林整備を計画的に推進する必要がありますが、森林の整備を担う林業従事者の高齢化や後継者不足の問題が深刻化しており、担い手の確保や育成が課題となっています。

また、近年の木材価格の低迷などにより、間伐などの森林整備に対する経費負担の増加により手入れが十分に行き届かず、森林が持つ水を蓄える力、水を浄化する力、土壌を保持する力が弱まりつつあります。

本町の伝統的な特用林産物である漆や栲については、漆掻き職人や栲生産者の高齢化や後継者不足等により生産量が減少している状況であるため、新たな担い手の確保等が課題となっています。

ウ 地場産業

本町では、中山間地域の特性を活かし「りんご」、「こんにゃく」、「茶」、「常陸大黒」などの農産物が数多く生産されており、これらの産物を利用して、こんにゃく製造や製茶加工等の様々な地場産業があります。これらの産物は伝統的な製法により製品に加工されて、町内外の農産物直売所等で販売されており、生産から加工・販売・流通という複合的経営を実践しています。

これらの地場産業を今後も育成し、特産品としてのブランド力を高めていくためには、商工会、農業協同組合との連携を緊密にし、技術的指導、経営診断、資金融資等の支援を進めていくとともに、地場産品の販路拡大を推進していく必要があります。

エ 企業誘致

就業の場が不足していることにより若者の流出を招いていることから、企業誘致を進めていくことが重要な課題となっています。

老人福祉施設の開所や太陽光発電施設の立地など企業の進出はありますが、就業の場の創出には十分とは言えない状況です。

企業立地を促進するための優遇制度を盛り込んだ企業立地3条例を制定して、その活用を図っていますが、新規の企業誘致は難しい状況にあります。

本町の企業誘致に対する有利な条件としては、地盤が安定しており自然災害の心配が少ないことや土地の取得価格が安価であることが挙げられます。また、光ファイバ網の整備により、超高速ブロードバンドサービスが町内全域で利用できるようになりましたが、高速道路のインターチェンジから遠いことや新たな工業団地を有しないなど不利な条件もあります。

オ 起業の促進

情報化社会の急速な進展により、様々な情報を瞬時にして国内外に伝達することが可能となり、ICTを活用した新たな産業活動が全国的に活発になっています。

本町の起業の例としては、「地ビール」や「太子おやき」の開発、そして民間事業者による温泉開発などがありますが、雇用の場が不足していることから、新たな地域産業の創出を図る必要があります。

今後は、地域のニーズに対応した福祉・医療・商工業等の幅広い分野での連携や地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組が必要となっています。

また、町内で新たに起業を考える方に対して、利用可能な空き店舗や公有地等の情報提供や雇用促進奨励など、積極的な支援が必要とされています。

カ 商業

ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化により、従来の商業形態は大きく変化し、中心市街地の商店街から大型駐車場を完備した国道118号池田バイパス沿いの大型店に消費者が移動しています。その結果、従来型の商店街では従事者の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加といった問題が生じています。

そのような中でも、中心市街地商店街においては「百円商店街」や「百段階ひなまつり」など、創意工夫に満ちた魅力あるイベントが開催され、地道な誘客活動が行われています。

キ 観光又はレクリエーション

本町には日本三名瀑の一つであり、国の名勝指定を受けた袋田の滝をはじめとして、県内最高峰の八溝山や久慈川、奥久慈温泉郷などがあり、年間約 120 万人の観光入込客を数えていることから、本町にとって観光産業は非常に重要な産業となっています。

しかし、本町を訪れる観光客の約 9 割が日帰り観光客であり、宿泊滞在する観光客の比率が低い状況にあります。今後は、観光客の滞在時間延長を目的とした新しい観光ルートの提供が必要です。

全国の観光地がホスピタリティを基本とした観光客誘致戦略を展開している中で、本町においても「おもてなしの心」で観光客を受け入れる体制が求められています。

また、木造校舎をはじめとして、昭和の時代や日本の原風景をしのばせる風景が町内各所にあることから、映画やテレビのロケ地などに利用されており、町の知名度の向上に貢献しています。

今後は、他の観光地との差別化を図り、サイクリングやロングトレイルなど体験型ツーリズムの充実や外国人観光客の受入体制の充実も求められています。

本町の中心市街地である常陸太子駅周辺地区においては、近年の人口減少や道路整備等による変化に伴い、都市機能が低下し、空き家や空き店舗が増加するなど空洞化が顕著になりつつあることから、賑わいあふれる中心市街地の活性化が求められています。

中心市街地の賑わい創出と安心安全なまちづくりを推進するため、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とする常陸太子駅周辺地区都市再生整備計画を策定しました。

(2) その対策

ア 農 業

- (ア) 農業経営の中核となる認定農業者や農業生産法人の育成及び支援に努めるとともに、経営規模の拡大を促します。
- (イ) 新規就農者や定年帰農者などの就農支援に努めるとともに、就農しやすい条件整備を進めます。
- (ウ) 効率的な農業経営や生産性の向上のために、農道や用排水路などの生産基盤の整備を図ります。
- (エ) 農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域を指定し、優良農地の保全に努めます。
- (オ) 経営規模の拡大や生産性の向上のため、認定農業者や農業生産法人などの中核的農業経営者への農地の利用集積を図り、農地の流動化を進めます。
- (カ) 県のエコファーマー認定制度等の取得を促すとともに、生産履歴記帳や減農薬・減化学肥料栽培など環境に配慮した安全安心な農産物づくりを支援します。
- (キ) 本町の地域特性に適した品質の高い農畜産物づくりを支援し、農産物の高付加価値による地域ブランド化を図ります。

- (ク) 地元農産物の農産物直売所での販売や学校給食への利用に努めるなど、地産地消を推進します。
- (ケ) 常陸牛ブランドの品質保持を図るため、優良系統牛の導入や家畜伝染病の予防接種を促進します。
- (コ) 畜産農家の自給粗飼料を確保するため、飼料用米の生産を促進します。
- (サ) 奥久慈しゃもの生産拡大を図るため、鶏舎設置のための補助など、しゃも養鶏農家を支援します。
- (シ) 有害鳥獣対策として、駆除及び農作物被害防護柵設置費補助などの施策を推進します。
- (ス) 耕作放棄地での和牛の簡易放牧事業を促進するとともに、ひまわりやコスモスなどの景観形成作物の植栽を促進します。

イ 林 業

- (ア) 林業指導所や森林組合を含む林業事業体と連携を図り、森林整備の新たな担い手の確保と育成に努めます。
- (イ) 林業事業体等の雇用する作業員などの労働環境の向上を図るため、森林環境譲与税等を活用し、社会保険料の一部を補助するなど林業従事者に対する支援に努めます。
- (ウ) 森林整備計画に基づき、機能区分に応じた適切な森林施業を推進します。
- (エ) 国や県の補助金制度や森林環境譲与税を活用した間伐の実施及び作業道の開設や既設道の維持修繕など、森林整備を推進します。
- (オ) 太子産八溝材のブランド化及び木育教育の促進等による地域産材の利用促進に努めます。
- (カ) 水源のかん養や国土の保全、二酸化炭素の吸収作用など森林の持つ多面的機能の保全を図るため、森林保全の重要性について啓発に努めます。
- (キ) 癒しの場やレクリエーション活動の場としての森林環境づくりに努めます。
- (ク) SNS等を活用し、本町の林業に関する情報発信を積極的に行い、林業に対するイメージの向上や林業従事者の雇用拡大を図ります。
- (ケ) 本町の伝統的な特産品である漆や楮など、特用林産物の生産振興を図ります。
- (コ) 商工業など他産業との連携も含めた新たな特用林産物の商品化を支援します。

ウ 地場産業

- (ア) 町民や企業、関係団体が一丸となった品質向上や地域資源のブランド化の取組を支援します。
- (イ) マーケティングの視点に立ち、戦略的かつ効果的な販売促進活動を支援します。
- (ウ) 奥久慈しゃもなど競争性の高い地域資源について地域団体商標登録を進めます。
- (エ) 大学や県関係機関等との連携により高付加価値化のための市場調査や研究を進めます。
- (オ) 生産、加工、販売部門の連携促進により、農産物等を活用した新たな加工品の開発を支援します。
- (カ) 官民連携による戦略的なプロモーションにより地域ブランドの向上に努めます。

エ 企業誘致

- (ア) 遊休の町有地や民間所有の企業立地に適した未利用の土地及び建物について、情報を収集・登録し、希望企業とのマッチングを行います。
- (イ) 県との連携を図りながら、本町の地域特性に適した多様な企業の情報収集に努めます。
- (ウ) 企業立地成功報奨金制度により、町出身者や縁故者などからの情報提供を促進します。
- (エ) ホームページに企業誘致専用サイトを開設し、企業立地適地や優遇制度に関する情報を広く発信します。
- (オ) 企業立地3条例の活用や新たな企業立地優遇制度の創設で、他の自治体と差別化を図り、本町の地域特性に適した企業や事業所の誘致を推進します。
- (カ) 豊富な自然環境を活かし、再生可能エネルギー関連企業の誘致を推進します。
- (キ) 交通基盤整備として、国道118号袋田バイパスや国道461号の橋りょう架け替えの早期完成を関係機関と連携して実現します。

オ 起業の促進

- (ア) 意欲ある起業家に対して、起業支援機関と連携を図りながら支援に努めます。
- (イ) 地域のニーズに対応した福祉・医療・商工業などの連携や地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組を支援します。
- (ウ) 空き店舗等の活用や起業に係る経費に対する補助制度により、新たな起業やビジネス創出を支援します。

カ 商業

- (ア) 市街地商店街と大型店の適正な役割分担を図りながら、総合的な商業振興を図ります。
- (イ) 商工会や観光協会と連携して、「百円商店街」や「百段階ひなまつり」などを継続していくとともに、魅力あるイベントを創出していくことにより、町民はもとより町外からの観光客の誘客を図ります。
- (ウ) 店舗改装や新型設備の導入、地域資源を活かした新商品の開発などに対する、各種融資制度・補助金等の周知に努めるとともに、その活用を促進します。
- (エ) 商工会や商店会と連携を図り、空き店舗の効果的な利活用を図ります。
- (オ) 国や県の融資制度や先進的な経営・技術などに関する情報提供に努め、その活用を促進します。
- (カ) 公共職業安定所や町内企業などと連携を深めながら、求人情報の収集及び情報発信に努めます。
- (キ) 地域のニーズに対応した福祉・医療・商工業などの連携や、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組を支援します。

キ 観光又はレクリエーション

- (ア) 「奥久慈しゃも」や「常陸大黒」などの本町の豊富な特産物を積極的かつ戦略的にPRするとともに、観光資源として利用可能な歴史・文化資源や特色ある郷土料理などの掘り起こしを行い、新たな観光資源としての活用を図ります。

- (イ) ホームページや facebook、ツイッターなどの SNS を有効活用し、魅力ある観光資源や特産品の情報発信に努めます。
- (ウ) 複数ある観光用パンフレットを精査し、コンパクトでわかりやすい観光資料の作成に努めます。
- (エ) 八溝山周辺地域定住自立圏構想における構成市町との連携を図り、栃木県・福島県を含めた新たな広域観光ルート作成を検討します。
- (オ) 東北新幹線那須塩原駅を利用する観光客を本町へ誘客するために、二次交通の確保や整備を検討します。
- (カ) 茨城県北ジオパークなどの新しいコンテンツに対応した観光資源の発掘に努めます。
- (キ) 町内に広範囲に存在する観光スポットを新たに発掘、整備することで、周遊イベントの充実を図ります。
- (ク) ホテルや旅館をはじめ、土産販売店や飲食店などと協力し、おもてなしの心を基本とした接客サービスの向上など、観光客の受入体制を充実します。
- (ケ) 観光ボランティアガイドを育成し、その活動を支援するとともに、外国語を併記した案内看板の設置を進め、外国人観光客にも対応できる体制づくりに努めます。
- (コ) 木造校舎以外にも、空き家や空き店舗、工場などを新たなロケ地として利用できるよう整備を進めます。また、大規模なロケにも対応できるよう、フィルムコミッションの支援体制の強化を目指します。
- (サ) 道の駅を拠点とした町のにぎわいづくり・観光振興を行うとともに、「防災道の駅」の選定に基づく防災施設の整備等を行います。
- (シ) 常陸大子駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、施設等整備による拠点の形成や道路環境の整備による空間形成を推進し、中心市街地の活性化による賑わい創出を図ります。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事業内 容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 林 業	林業振興事業 林業施設管理業務	町 町	
	(4) 地場産業の振 興 生産施設	堆肥運搬用コンテナの更新	町	
	流通販売施設	特産品販売推進事業	(一社) 特産品 流通公社	
	(9) 観光又はレク リエーション	町営宿泊施設やみぞ施設維持補修事業	町	

	「防災道の駅」施設整備	町	
	交流拠点整備事業	町	
	公園・イベント広場整備事業（（仮称） まちなか防災スクウェア整備工事）	町	
	まちなか回遊散策路整備工事	町	
	街灯整備事業	町	
	誘導サイン新設・更新事業	町	
	まちなかの空き地活用事業	町	
	空き家活用事業	町	
	町道のフラット化に合わせた温泉管 布設替事業	町	
	道の駅協回遊路及び多目的広場整備	町	
	観光物産館厨房内空調機更新工事	町	
	観光物産館改修工事	町	
	道の駅サイクルコーナー空調機改修	町	R4. 3
	道の駅空調機改修	町	R4. 3
	やみぞ浴室温泉管給水管布設替	町	R4. 3
	袋田観瀑施設トンネル内照明改修	町	R4. 3
	大子おやき学校キャンプ場整備工事	町	R4. 9
	大子おやき学校製造工場空調機器設 置工事	町	R4. 9
	道の駅北側敷地整備事業	町	R5. 2
	大子おやき学校作業室内換気扇設置 工事	町	R5. 2
	大子おやき学校事務所空調設備設置 工事	町	R5. 2
	木材を活用したやみぞ屋外サウナ整 備工事	町	R5. 2

	やみぞ浴室改修事業	町	R5. 2
	やみぞ空調設備改修工事	町	R5. 2
	福寿荘屋上防水改修工事	町	R5. 2
	福寿荘外壁等改修工事	町	R5. 2
	配湯管布設替工事	町	R5. 8
	増圧ポンプ改修工事	町	R5. 8
	温泉配湯槽等改修工事	町	R5. 8
	福寿荘空調設備改修工事	町	R6. 1
	森林の温泉ろ過器交換工事	町	R6. 1
	福寿荘公衆無線 LAN 整備工事	町	R6. 1
	袋田観瀑施設フットライト改修等工事	町	R6. 1
	大子おやき学校高圧ケーブル等更新業務	町	R6. 1
	やみぞ大浴場サウナ改修工事	町	R6. 1
	空き店舗等活用事業における店舗設計・改修業務	町	R6. 1
	大子おやき学校空調設備改修工事	町	R6. 6
	森林の温泉男女サウナ室改修工事	町	R6. 10
	揚湯ポンプ改修工事	町	R6. 10
	自然ふれあいの森施設改修工事	町	R7. 3
	やみぞ大ホール音響設備改修工事	町	R7. 3
	やみぞ客室・階段非常照明改修工事	町	R7. 3
	やみぞ昇降機改修工事	町	R7. 3
	やみぞトイレ改修工事	町	R7. 3
	道の駅奥久慈だigo昇降機改修工事	町	R7. 3
	道の駅奥久慈だigoボイラー修繕工	町	R7. 3

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	事		
		袋田遊歩道改修工事	町	R7. 3
		袋田第1トイレ温水洗浄化改修工事	町	R7. 3
		耐震性貯水槽整備工事	町	R7. 3
	第1次産業	中心市街地周辺駐車場整備事業	町	R7. 6
		畜産振興事業	大子町畜協 常陸農協	
		町営牧場維持管理	町	
		堆肥生産プラント管理運営業務	町	
	商工業・6次産業化	雇用促進奨励金	町	
		地域人材育成事業	町	
		自治・振興金融債務者保証料補給事業	町	
		プレミアム商品券発行事業補助	町	
	観光	創業支援事業	町	
		商店街空き店舗等活用支援事業	町	
		中小企業者経営改善支援事業補助金	町	
		レトロな街並み整備事業	町	
	その他	有害鳥獣駆除関連事業	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
大子町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」の「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおりとし、事業の推進にあたっては、茨城県及び周辺市町村との連携や八溝山周辺定住自立圏推進協議会並びにF I T構想推進事業との連携に努めることとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化の推進

情報通信技術の進歩は著しく、今後も技術革新による社会的なニーズや大きな社会経済環境の変化が予想されるため、住民や民間事業者などのニーズの変化に対して、総合的かつ柔軟で適切な対応を図ることが必要となります。また、情報化の進展に伴い利便性の追求が進む中で、個人情報の保護や町の情報資産の安全管理等に十分配慮し、利用環境の整備を進めていく必要があります。

本町では、こうした情報化の進展に対応するため、公共施設への公衆無線 LAN の整備や、行政手続のオンライン化、茨城県統合型 GIS の積極的な活用など、住民サービスの向上や行政の効率化を目指す取組も進めています。また、住民が情報通信技術を効果的に活用できるように講習会等を開催しています。

今後も、公共施設への公衆無線 LAN や県が推進する Wi-Fi スポットの整備を進め、通信環境の充実を図る必要があります。また、更なる住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、行政手続のオンライン化の拡充等を進めていく必要があります。

イ コミュニティ FM 放送局の運営強化

町民の情報手段を確保するため、コミュニティ FM 放送局を平成 25 年 12 月に本開局、平成 26 年 3 月に全面開局しました。また、平成 27 年 7 月からは運営法人が N P O 法人まちの研究室に変更となりました。

コミュニティ FM 放送局の特性を活かして、町民や町内事業所に対し、地域に密着した身近な話題や地域資源に関する情報、行政情報などを提供しています。また、災害時には、F M ラジオの緊急起動等を通じて、気象警報、避難発令、避難所に関する情報などを迅速に提供しています。

また、令和元年東日本台風により浸水被害を受けたコミュニティ FM 演奏所について、高台にあるだいが小学校隣接町有地に仮設演奏所を設置しました。

運営法人において、広告収入が多く見込めないことから、その経営基盤の脆弱性が課題となっています。

(2) その対策

ア 情報化の推進

(ア) 町民や観光客の情報入手の利便性向上のため、公共施設に公衆無線 LAN を整備しま

す。

(イ) 町民が ICT を効果的に利活用できるようにするため、基礎的な知識の習得を目的とした講習会を開催します。

(ウ) インターネットを利用した新たなサービスの検討・展開や、光ファイバ網を利用した超高速ブロードバンドサービスへの加入促進を図ります。

(エ) 住民の利便性向上や行政事務の簡素化、迅速化、低コスト化を図るため、行政手続のオンライン化を推進します。

(オ) 茨城県統合型 GIS の効果的な活用により、業務の効率化を図るとともに、町民が必要とする地図情報をインターネット上で公開します。

イ コミュニティ FM 放送局の運営強化

(ア) 現在仮設として運営している演奏所について、災害リスクのない安全な場所への本設を検討します。

(イ) 地域の情報発信拠点としての役割を果たしていることから、運営法人に対し、その持続的で安定的な経営の支援に努めます。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業(施設) 名	事業内 容	事業 主体	備考
3 地域 にお ける 情 報 化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 その他	公衆無線 LAN 整備事業	町	保健センター及び各コミュニティセンター8箇所
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	コミュニティ FM 放送局運営等 事業補助	町	
		コミュニティ FM 演奏所整備工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設の整備

町の中心部を国道 118 号が久慈川に沿って南北に縦断し、国道 461 号が東西に横断しており、これらに県道及び町道が連結し、本町の交通基盤を形成しています。また、町民の生活道路である町道の延長は約 600 kmあり、国道や県道に比べ舗装率・改良率とも下回っており整備が遅れています。

国道 118 号袋田区間の交通渋滞を緩和するために、県事業により袋田バイパスの建設が

進められています。また、国道 461 号の常陸大子駅から西側の中心市街地を通過する区間については、現道拡幅や上岡橋の架け替えが進められています。

生瀬地区の蛇木橋については、通学路として利用されていますが、老朽化が進んでいるため、県の過疎代行事業として架け替えが計画されます。

イ 交通手段の確保

JR 水郡線及び路線バスについては、公共交通機関として町民の大切な移動手段となっていますが、年々利用客が減少している状況であり、今後も事業者との連携により利用促進に向けた取組などが求められています。

なお、本町の公共交通の問題点に対応し、まちづくりや観光施策と連携した効率的かつ効果的な公共交通ネットワークを目指して、平成 28 年に大子町地域公共交通網形成計画を策定しました。

また、ニーズに即した持続可能な公共交通体系の構築に係る新たな移動手段として、A I を活用した乗合タクシー等の実証実験を令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月までの期間において実施し、令和 3 年 10 月から本格運行を開始します。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

- (ア) 国道 118 号袋田バイパス及び国道 461 号橋りょう改修、中心市街地区間の現道拡幅を促進します。
- (イ) 国道及び県道の未改良区間の早期整備を促進します。
- (ウ) 国道及び県道の橋りょうの耐震化や長寿命化を促進します。
- (エ) 県北地域高規格道路整備について、水戸外環状道路から先の計画促進を要望するとともに栃木県、福島県など近隣県との広域な道路網整備について検討します。
- (オ) 身近な生活道路である町道及び農林道の整備を計画的に推進するとともに、除草など適切な維持管理に努めます。
- (カ) 道路施設の定期点検が義務化されたことに伴い、町が管理するトンネルや橋りょうなどの道路施設について定期的な点検を行い、計画的な補強工事により長寿命化を計ります。

イ 交通手段の確保

- (ア) 路線バス事業者と連携して、将来にわたるバス路線のあり方について検討し、町内の生活交通として必要なバス路線の維持に努めます。
- (イ) 町民無料バスみどり号及びA I 乗合タクシーの運行やタクシー利用助成事業の運用により、交通手段を持たない高齢者や障がい者等交通弱者の外出を支援します。
- (ウ) JR 東日本や茨城県水郡線利用促進会議との連携により、通勤・通学者の利便性向上やイベント列車の運行など JR 水郡線の利用促進を図ります。
- (エ) 交通弱者対策の充実や利用者の利便性向上を図るとともに、持続可能な公共交通体系の構築について、公共交通会議で検討します。また、上位計画である第 6 次総合計画の策定に伴い、大子町地域公共交通網形成計画の見直しを図り、これに基づいた施策を行

っていきます。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業(施設)名	事業内 容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道 路	町道 115 号線（下野宮線） 改良 L=180m W=4.0m	町	
		町道 5106, 5099 号線（南中学校線） 改良 L=560m W=5.5m	町	
		町道 3242 号線（太子中学校線） 改良 L=350m W=5.5m	町	
		町道 105 号線（小生瀬） 法面補修 L=179m	町	
		町道 110 号線（頃藤） 法面補修 L=28m	町	
		町道 217 号線（北吉沢） 法面補修 L=55m	町	
		町道 3402 号線（松沼橋） 改築 L=200m W=9.5m	町	
		町道 102 号線（池田線） 舗装 L=635m W=5.0m	町	
		町道 105 号線（アップルライン） 舗装 L=140m W=7.0m	町	
		町道 112 号線（矢田・上岡線） 舗装 L=260m W=7.0m	町	
		町道 3429 号線（アップルライン） 舗装 L=660m W=6.0m	町	
		町道 4166 号線（アップルライン） 舗装 L=460m W=6.0m	町	
		町道 4261 号線（アップルライン） 舗装 L=980m W=6.0m	町	
		町道 2495 号線（田野沢） 改良 L=560m W=4.6m	町	
		町道 2524 号線（浅川） 改良 L=60m W=4.0m	町	

	町道 3055 号線（下野宮） 改良 L = 112m W=4.0m	町	
	町道 216 号線（中郷） 改良 L=160m W=3.0m	町	
	町道 2368 号線（下金沢） 改良 L=72m W=4.0m	町	
	町道 2482 号線（上金沢） 改良 L=66m W=4.0m	町	
	町道 204 号線（前冥賀） 改良 L=50m W=4.0m	町	
	町道 3468 号線（新庁舎進入路） 改良 L=192m W=10.0m	町	
	町道 202 号線（山田）排水 改修 L=300m	町	
	町道 3358 号線（袋田） 面改良 L=17m	町	
	町道 205 号線（浅川）排水 改修 L=300m	町	
	町道 3433 号線（北田気） 側溝改修 L=500m	町	
	町道 2515 号線（駅前通り） 改良 L=350m W=7.5m	町	
	町道 2511 号線（本町通り） 改良 L=350m W=7.5m	町	
	町道 4093 号線（大生瀬） 排水改修 L=10.0m	町	R4. 3
	町道 219 号線（袋田） 法面改良 A=360 m ²	町	R4. 3
	町道 214 号線（頃藤） 改良 L=380.0m	町	R4. 3
	町道 108 号線（埴） 改良 L=120.0m W=5.0m	町	R4. 3
	町道 111 号線（北田気） 法面補修 L=83.3m	町	R4. 3

橋りょう	町道 2157 号線外まちなか回遊散策路 整備 L=314m W=3.0~6.0m	町	R4. 3
	町道 3469 号線 (久野瀬) 改良 L=50m W=4.0m	町	R4. 9
	町道 3401 号線 (袋田) 改良 L=120m W=3.0m	町	R5. 2
	町道 105 号線 (大生瀬) 改良 L=300m W=4.0m	町	R5. 2
	町道 4202 号線 (小生瀬) 改良 L=120m W=4.0m	町	R5. 2
	町道 5086 号線 (頃藤) 改良 L=49m W=5.0m	町	R5. 8
	町道 204 号線 (冥賀地内) 排水整備 L=480m	町	R6. 1
	町道 3017 号線 (下野宮地内) 改良 L=82m	町	R6. 1
	町道 113 号線 (冥賀地内) 法面補修 L=29m	町	R6. 1
	町道 105 号線 (小生瀬地内) 法面補修 L=30m	町	R6. 1
	町道 2229 号線 改良 L=12.0m W=3.0m	町	R7. 3
	町道 5073 号線 改良 L=350.0m W=3.0m	町	R7. 3
	107 号橋 修繕設計・工事 L=8.6m W=4.0m	町	
	108 号橋 修繕設計・工事 L=9.6m W=3.1m	町	
	110 号橋 修繕設計・工事 L=4m W=4.2m	町	
	115 号橋 (諏訪下橋) 修繕設計・工事 L=16.5m W=3.5m	町	
	128 号橋 修繕設計・工事 L=7.5m W=3.1m	町	

132 号橋 (入山口橋) 修繕設計・工事 L=8.6m W=3.6m	町
138 号橋 修繕設計・工事 L=3m W=6.0m	町
145 号橋 修繕設計・工事 L=9.2m W=6.0m	町
234 号橋 修繕設計・工事 L=2.7m W=5.6m	町
239 号橋 修繕設計・工事 L=5.7m W=2.7m	町
243 号橋 (大草橋) 修繕設計・工事 L=6.4m W=3.6m	町
244 号橋 (立路橋) 修繕設計・工事 L=8.5m W=3.6m	町
1015 号橋 修繕設計・工事 L=2.7m W=4.0m	町
1017 号橋 (本宮橋) 修繕設計・工事 L=12m W=2.5m	町
1061 号橋 修繕設計・工事 L=7.1m W=2.5m	町
1082 号橋 修繕設計・工事 L=6.9m W=3.4m	町
1090 号橋 (名少橋) 修繕工事 L=15m W=3.0m	町
1096 号橋 (北羽場橋) 修繕設計・工事 L=15.5m W=2.5m	町
待月橋 修繕工事 L=37.8m W=5.0m	町
2032 号橋 修繕設計・工事 L=4m W=1.7m	町
2054 号橋 修繕設計・工事 L=4m W=2.8m	町
2075 号橋 (久慈川橋) 修繕設計・工事 L=100m W=7.0m	町

	2079 号橋（金沢橋） 修繕設計・工事 L=20m W=5.5m	町	
	3004 号橋（広石根橋） 修繕工事 L=15.5m W=3.0m	町	
	3010 号橋（境橋） 修繕設計・工事 L=4.1m W=5.1m	町	
	3026 号橋 修繕設計・工事 L=7.3m W=2.5m	町	
	4035 号橋（間々下橋） 修繕設計・工事 L=7.3m W=2.5m	町	
	4048 号橋（シシメイ橋） 修繕設計・工事 L=17.4m W=2.8m	町	
	4049 号橋（羽抜田橋） 修繕工事 L=24.1m W=4.0m	町 町	
	4047 号橋（蛇木橋） 更新設計・工事（代行） L=16.0m W=2.1m	町	R5. 2
	4076 号橋 修繕工事 L=13m W=3.0m	町	R6. 1
	2078 号橋（押川橋） 詳細調査 L=80.15m W=7.8m	町	R5. 3
	押川橋 大子地内（修繕設計・実施設計・工事）	町	
(2) 農道	矢田地内 改良 L=402m W=3.0m	町	
(3) 林道	越折沢線 改良 L=30m W=3.0m	町	
	越の沢線 改良 L=80m W=2.0m	町	
	塩ヶ沢線 改良 L=28m W=3.0m	町	
	唐竹久保線 舗装 L=2,000m W=3.0m	町	R4. 3

	パノラマライン 改良 L=40m W=4.0m	町	
	岩崎線林道（槇野地） 補修工事 L=10.0m W=3.0m	町	
(9) 過疎地域持続 的発展特別事業	町民無料バス運行業務委託	町	
	上小川駅・袋田駅乗車券等販売委託	町	
	地方バス路線維持補助	茨城交通(株)	
	廃止路線代替バス運行費補助	茨城交通(株)	
	タクシー利用助成事業	町	
	A I 乗合タクシー運行事業	町	
(10) その他	急傾斜地崩壊対策事業（金町地内）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町では、平成 29 年 4 月に、それまでの上水道 1 か所、簡易水道 8 か所、専用水道 1 か所を 1 上水道事業に経営統合を行い、その中で 13 浄水場が稼働しています。水道普及率は 99.3%となっており、町内のほぼ全域に安定した給水が行われています。

しかしながら、施設が整備されてから 40 年余りが経過し、老朽化が進んでおり更新の時期を迎えています。特に、水道管路からの漏水による有収率の低下が水道事業の経営に大きく影響していることに加え、大規模な自然災害による水道施設の被害等も問題となっていることから、耐震性を有する管への更新及び水道施設の災害対策が必要となっています。

また、取水地周辺の環境の変化により安定した水の確保が難しい浄水場があるため、将来的な水需要を予測した上で、新たな水源を確保することも求められています。

今後、給水人口の減少により給水収益の減収が予測される一方、施設整備等の経費の増加が見込まれることから、平成 30 年度に策定した経営戦略での中長期計画に基づき、適正な水道料金の設定や業務の効率化などによる安定した運営に努めていきます。

イ 汚水処理施設

久慈川をはじめとする河川の水質汚濁の主な原因は、家庭からの生活雑排水によるものであり、本町の汚水処理人口普及率は令和2年3月末時点で50.1%と県内で最も低い普及率です。

本町では、平成4年度から平成17年度まで合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付する浄化槽設置整備事業を行っていました。平成18年度からは、町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置管理する浄化槽整備事業を推進し、令和元年度までの14年間で1,068基を設置しました。

今後も効率的な生活排水処理対策が必要とされており、久慈川をはじめとした河川及び地下水の水質浄化や生活環境の向上を図るため、町民に対する生活排水処理対策の啓蒙活動に努める必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

本町の環境センター（ごみ処理施設）については、老朽化により廃棄物処理施設整備事業として焼却施設及びリサイクル施設の建て替えを行い、平成27年度から稼働となりました。今後は、循環型社会形成推進を基本とした施設の維持管理が必要となります。

また、環境センターに隣接する最終処分場への埋立ては、平成24年度で終了し、町外施設に処理（運搬含む。）を委託しています。

一方、衛生センター（し尿処理施設）については、令和元年東日本台風により被災し、機能が完全に停止しています。災害復旧事業により既存施設の背後地を盛土し、し尿処理施設及び資源化施設を建替え、令和5年度から稼働予定としています。

町の人口は減少傾向にありますが、ごみの総排出量は年間約6,000トンで概ね横ばいで推移している状況にあります。今後も家庭から排出されるごみの分別収集の徹底や生ごみの堆肥化等を進め、環境に配慮した循環型社会の構築に向けて意識啓発や対策に努める必要があります。

エ 消防施設

本町には、1消防本部、1消防署が設置されており、令和3年4月現在で常備消防職員数は46人（うち時短再任用者4人含む。）となっています。また、各地区に組織されている消防団は、団本部1、分団は8個分団で構成され423人の団員が入団しています。さらに、民間防火組織として、6幼年消防クラブ、4婦人防火クラブが組織されており、日頃から防火啓発活動を行っています。

現在の消防庁舎は、施設・設備の老朽化が著しく、かつ浸水想定区域に位置していることから、防災拠点としての役割を果たせない恐れがあり消防庁舎の更新が必要となっています。

火災発生件数については、この数年間は10件から20件程度であり、ほぼ横ばいで推移しています。しかしながら、林野火災が発生すると消火困難をきたし鎮火までに数日かかった火災が発生しています。出火原因を見ると、たき火や枯草焼きからの火災が多く占めているものの、この数年は、たばこ火災や放火の疑いによる火災が発生しています。

近年、過疎化の進行による消防団員の不足により、火災発生時における地域での初動対応が十分にできない状況が生じているので、消防団員の確保が課題となっています。

また、防火水槽や消火栓などの消防水利の充足率は 52.8% の状況にあり、消防車両等についても老朽化が進んでいるため、計画的な整備が必要となっています。

一方、救急出場については、ここ数年間は年間 800 件台で推移していますが、今後も救急救命士やバイスタンダーの養成に努める必要があります。

オ 公営住宅

老朽化の著しい町営住宅は良好な住環境の確保のため計画的な解体を進めます。

管理戸数 221 戸の計画的な維持管理や補修工事を実施することで長寿命化を図るとともに需要と供給のバランスや人口規模による適正な管理戸数を維持します。

カ 排水施設

常陸大子駅前の中心市街地は、南北を貫流する久慈川と西方から流れる押川の合流地点に位置し、過去に数回、台風によりこれらの河川が氾濫を起こし、大きな浸水被害をもたらしています。また、役場周辺には、中心市街地の内水が集中し、それら进行处理するために排水ポンプが設置されていますが、令和元年東日本台風では十分な機能を発揮するに至りませんでした。さらに近年、文化福祉会館まいんの建設や国道 461 号の整備などで、中心市街地の区画や地形が大きく変化しています。

このようなことから、令和 2 年度、中心市街地の町堀や側溝の断面・勾配、表面水の流れなどを調査し、内水流量の全容を把握し、現地に最も適した今後の排水処理対策事業の全体計画を策定しました。

今後、久慈川緊急治水対策プロジェクトや国道 461 号整備の進捗状況を踏まえながら、この計画に掲げる排水処理対策事業を段階的に推進する必要があります。

キ 地域防災力の向上

令和元年東日本台風等の経験から、大規模かつ広域的な災害時においては、発災直後の行政や関係機関は大局的な活動に迫られ、「公助による救助・救援」は町域の隅々まで行き渡らないことが明らかとなりました。このため、地域における災害対策では、あらゆる段階で「自助・共助の力」が重要であり、特に発災直後の初動対応期には必要不可欠となっています。

少子高齢化や核家族化の進展などの社会構造の変化がみられますが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった自助・共助の考え方の重要性を再認識し、各地域の自主防災組織の活性化や防災機能の強化、共助の中核となる人材育成など、地域防災力の向上に資する取組の強化を推進することが課題となっています。

(2) その対策

ア 水道施設

(ア) 老朽化した増圧ポンプ場や容量不足となった配水池の更新、警報監視システムのクラ

ウド化など、水道施設の整備改修を計画的に進め、水道の安定供給を図ります。

- (イ) 水道基幹管路において、老朽管（石綿管）から耐震管への布設替工事を計画的に行い、災害に強い管路を構築します。
- (ウ) 大子町水道水源保護条例に基づき、水源の水質汚濁等を防止します。
- (エ) 定期的な水質検査の実施や久慈川水系流域の水道事業体との連携などにより、衛生的で安全な水の供給及び水質の監視と保全に努めます。
- (オ) 取水地周辺の環境の変化等による影響や将来的な水需要を予測し、新たな水源について検討します。
- (カ) 町民への啓発活動により、水道事業への理解と水源環境保全への意識を高めます。
- (キ) 漏水の早期発見及び修繕により有収率の向上に努めます。
- (ク) 検針から料金徴収までの業務を包括的に外部委託することにより、サービスの向上、業務の効率化及び経営の健全化を図るとともに、更なる効果が期待できる他市町村との広域連携等も検討します。

イ 汚水処理施設

- (ア) 生活排水の浄化を図るため、浄化槽整備事業を推進し、年間 100 基を目標に汲取り式や単独処理浄化槽からの転換を進めます。
- (イ) 家庭から流出する汚濁物質を削減し、水質浄化を図るため、様々な機会を通じて生活排水処理についての意識啓発に努めます。
- (ウ) 浄化槽の設置状況を的確に把握し、法定検査の受検など適正な維持管理の指導を図ります。
- (エ) 生活排水の処理について、より効率的・効果的な対策を推進し、生活環境の改善を図ります。

ウ 廃棄物処理施設

- (ア) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、町民、事業者、行政が連携して適正なごみ処理を行い、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。
- (イ) 資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るため、家庭から排出されるごみの分別収集を徹底する取組を促進します。
- (ウ) 現在の分別品目の細分化を図るため、容器包装プラスチック類を追加したことにより、よりよい収集方法を検討するとともに、分別の啓発に努めます。
- (エ) マイバック利用などによるレジ袋削減の取組や不用品の再利用などの啓発に努めます。
- (オ) 生ごみ処理容器購入補助の活用を促し、家庭の生ごみの堆肥化の促進及びごみの排出抑制に努めます。
- (カ) 環境センターの維持管理に努め、適正なごみ処理を推進します。
- (キ) 最終処分場への埋立てが平成 24 年度に終了したことに伴い、町外施設への処理委託を継続します。
- (ク) ごみ収集所の新設や改修のためのごみ収集所設置費補助の活用を促し、収集所付近の環境整備や収集作業の効率向上を図ります。

- (ケ) 衛生センター（し尿処理施設）の災害復旧事業を完了するとともに、新施設の維持管理に努め、効率的なし尿処理を推進します。

エ 消防施設

- (ア) 現在の消防庁舎は、施設・設備の老朽化が著しく、かつ、浸水想定区域に位置していることから、防災拠点としての役割を果たせない恐れがあるので、消防庁舎の更新を検討します。
- (イ) 婦人防火クラブなどの民間防火組織の結成や火災予防運動などを通じて、町民に対する防火意識の啓発を図ります。
- (ウ) 太子町火災予防条例で住宅への設置が義務づけられた、住宅用火災警報器の適正な場所への設置と設置率の向上に努めます。
- (エ) 県による消防広域化推進計画に基づき、消防の広域化について検討します。
- (オ) 消防団の処遇改善等の見直しを行い、消防団員の確保に努めます。
- (カ) 防火水槽や消火栓等の消防水利の整備に努めます。
- (キ) 使用頻度が高い高規格救急車や消防ポンプ自動車の計画的な更新整備に努めます。
- (ク) 老朽化や設備の遅れが指摘される消防本部及び消防団の消防車両や資機材等については、計画的に更新整備を進めます。
- (ケ) 救急救命士やバイスタンダーの養成により救命率の向上に努めます。
- (コ) 学校や職場などでの応急手当講習会を開催し、応急処置対応能力の向上を図ります。

オ 公営住宅

- (ア) 老朽化の著しい町営住宅については、入居者の退去後は政策空き家として募集せず、解体を推進します。
- (イ) 適正な管理戸数を確保するため、計画的な維持補修を行います。

カ 排水施設

- (ア) 水路の改修により、集水区域の雨水を6区域で分散処理することや、区域内にある排水施設の能力強化を図ることにより、災害に強い地域を目指します。
- (イ) 管きよの新設や町堀の布設替えにより流下能力の改善を図ります。
- (ウ) 新たに排水ポンプ施設や調整池を整備し、強制排水と雨水の流出量の抑制を図ります。

キ 地域防災力の向上

- (ア) 日本防災機構と連携して、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図ります。
- (イ) 県や町が開催する研修会を通じて、災害時の判断・行動を住民自ら考えるマイ・タイムラインの普及を図ります。
- (ウ) 自主防災組織が実施する防災訓練について、講師の派遣、訓練の企画・運営に関するアドバイス等を行い、組織の育成を図ります。
- (エ) 日頃から自宅や地域の浸水・土砂災害の危険性を把握し、早期の避難行動につなげるため、洪水・土砂災害ハザードマップを更新します。
- (オ) 災害時の応急対応で必要となる資機材の充実を図ります。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業(施設) 名	事 業 内 容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道整備事業 池田地区水道施設改良事業	町	R6. 1
		上水道整備事業 老朽管布設替事業（生瀬、左貫、頃藤）	町	
		上水道整備事業 県及び町委託水道管移設工事 118 号バイパス、久慈川治水プロジェクト）	町	
		上水道整備事業 監視警報設備クラウド化工事	町	
		上水道整備事業 上岡取水場更新工事	町	
		上水道整備事業 ろ過器整備工事	町	
		包括的業務委託事業	町	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽整備事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ収集車の更新	町	
		フォークリフトの更新	町	
		資源ごみ回収車の更新	町	
		環境センター施設修繕工事	町	
	し尿処理施設	し尿収集車の更新	町	
		浄化槽汚泥収集及び運搬業務	町	
		し尿収集及び運搬業務	町	
	(5) 消防施設	消防資機材等の整備 消防本部ポンプ自動車（災害対応）	町	
		消防団ポンプ自動車	町	
		消防団小型ポンプ積載車	町	

		高規格救急車	町	
		資機材搬送車（軽トラ）	町	
		消防水利施設等の整備 防火水槽	町	
		消防署庁舎の更新	町	
		茨城消防救急無線・指令センター運営 協議会負担金	茨城消防救急無線・指 令センター運営協議会	
		茨城消防救急無線・指令センター運営 協議会コンピュータ更新負担金	茨城消防救急無線・指 令センター運営協議会	
		ホース吊下げ柱、モーターサイレン整 備事業	町	
		救急救命士養成	町	
		消防団車庫建設工事（下郷）	町	R7. 3
	(6) 公営住宅	町営住宅解体事業	町	
	(8) その他	土地分筆登記（防火水槽設置場所）	町	
		排水施設整備事業	町	
		管きょ改修工事（松沼橋放流）	町	
		管きょ改修工事（役場周辺）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

全国的な少子化傾向の中で、本町においても、令和2年度までの直近2年間の出生数は年間50人前後という状況です。また、少子化や核家族化が進む中で、子育てに対する価値観の多様化や地域住民とのつながりの希薄化などにより、子育てに関する不安や悩みを抱く保護者が増えている状況です。

現在、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠から子育て期にわたる、切れ目のな

い相談支援を実施しています。また、妊産婦乳児健康診査、新生児聴覚検査、任意予防接種等の無料化、新生児すくすく祝金の支給など子育てに係る経済的負担の軽減に努めています。このほか、町内には5つの保育所（園）を設置し、一時保育や障がい児保育など多様な保育サービスを実施していますが、今後も安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていく必要があります。

イ 高齢者の保健と福祉

令和3年4月現在、本町の高齢者比率は45.81%で、県内市町村の中で最も高い数値となっており、今後さらに上昇するものと見込まれます。

また、一人暮らしの高齢者世帯は令和3年4月現在、1,146世帯あり、高齢者夫婦のみの世帯も増加している状況の中で、介護保険の要介護認定者や介護保険給付費も年々増加傾向にあります。

このようなことから、本町においては、第一に要介護状態にならないようにするために、関係各課が連携しながら、健康づくり・介護予防事業を推進しています。

また、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促すための老人クラブ活動や大子町シルバー人材センターの活動も重要な役割を担っています。

要介護状態の高齢者に対しては、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなど、要介護者の状況に応じた適切なサービスを提供することが求められています。

高齢者が自立した生活を送ることは、地域社会にとって極めて大切なことであり、高齢者が健康で生きがいを感じながら、安心して毎日を暮らすことができる健康長寿社会を実現するための様々な公的支援の充実が求められています。

ウ 障がい者の保健と福祉

本町では、令和3年3月31日現在、1,071人の方が障がい者手帳を所持していますが、今後、障がい者自身や介護者の高齢化が進むことが見込まれます。障がいのある方がいきいきと地域での生活を送るためには、生活の拠点となるグループホーム等の居住の場や就労先の確保とともに、障がい者が必要とするサービスを自ら選択できるよう適切な助言を行う体制の整備が必要です。また、地域住民が障がい者に対して正しい理解を身につけ、地域社会全体で支援していくことが求められています。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- (ア) 健康診査・健康相談、予防接種の実施など母子の健康づくりを支援するとともに、子育てに関する正しい知識の普及と育児不安の解消に努めます。
- (イ) 子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない相談支援に努めます。
- (ウ) 町が実施している各種子育て支援施策について、町民への周知徹底に努めます。
- (エ) 妊産婦乳児健康診査・新生児聴覚検査、任意予防接種などの無料化を継続します。
- (オ) 保育料の無料化により子育て世帯の負担軽減に努めます。
- (カ) 老朽化した保育所の計画的な修繕に努めるとともに、施設の適正な維持管理に努めま

す。

(キ) 低年齢児の保育に対応できる施設整備を推進します。

(ク) 放課後児童クラブの拡充など子どもたちの放課後の居場所づくりに努めます。

イ 高齢者の保健と福祉

(ア) 老人クラブやいきいきサロン活動の支援、高齢者大学の開催などを通じて、高齢者の生きがいつくりと社会参加を促します。

(イ) シルバー人材センターとの連携を図りながら、高齢者が持つ豊富な経験や知識、技能を活かした社会参加や就労の機会の拡充を図ります。

(ウ) 介護予防のための知識の普及啓発や相談支援体制の充実に努めるとともに、医療・保健・福祉関係機関の相互の連携を図りながら個人の状況に応じた介護予防策を講じます。

(エ) 地域において介護予防やシルバーリハビリ体操を普及させるための体操指導士の育成支援に努めます。

(オ) 筑波大などとの連携を深めながら、だいき健康アドバイザーを活用した健康教室、健康に関する講演会などを開催し、高齢者の健康づくりを推進します。

(カ) 適切に介護サービスを利用できるように、介護保険制度の周知や介護サービス情報の継続的な提供に努めます。

(キ) 住み慣れた環境の中で安心して生活ができるように、通所介護や訪問介護など居宅介護サービスの充実に努めるとともに、要介護者の状況に応じた対応をするため、医療・保健・福祉関係組織の相互連携強化を図ります。

(ク) 今後、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、施設サービスや地域密着型サービスの充実に努めます。

(ケ) 高齢者が安心して毎日を暮らせるように、栄養管理や安否確認のための配食サービスや緊急通報システムなど各種サービスの充実に努めます。

(コ) 区長や民生委員・児童委員や老人クラブなどが連携して、高齢者を地域で支え合う体制づくりを支援します。

(サ) 自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域のケア体制を整備します。

(シ) 認知症の早期対応や相談対応等を円滑に実施し早期診断につなげ、認知症高齢者が地域において生活できる体制整備に努めます。

(ス) 一定の要件を満たす訪問介護事業所に対して補助金を交付し、介護サービスの確保に努めます。

ウ 障がい者の保健と福祉

(ア) 町内外事業者の障がい福祉サービス事業への参入を促進し、居住と日中活動等に必要な障がい福祉サービスの充実に努めます。

(イ) 相談支援事業所における支援の適切な実施に努め、相談支援体制の強化を推進します。

(ウ) 地域自立支援協議会等のさらなる活性化のため、課題の把握等、必要な情報収集に努めます。

(エ) 障がい者やその家族が自ら適切なサービスを選択できるよう、障がい者福祉制度への理解を深めるための広報活動の充実に努めます。

- (わ) 相談支援事業に従事する相談員のさらなる資質の向上のために、各種研修会等への積極的な参加を推進します。
- (か) 身近な地域におけるサービスの拠点づくりや、ボランティア等によるインフォーマルサービスの提供体制の整備促進により、地域全体で障がい者の自立支援に努めます。
- (き) 障がい者やその家族に対する地域の理解と協力を得るための啓発活動を展開します。
- (く) 障がい者が安心して社会参加や地域生活を送れるよう、道路や公共施設等における段差解消や障がい者用トイレの設置等のバリアフリー化を推進します。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業(施設) 名	事 業 内 容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 児童福祉施設 保育所	保育所補修工事	町	
		町立保育所防犯カメラ設置工事	町	R6. 10
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	大子町保健センター屋根塗装工事	町	R6. 2
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援センター事業	町	
		地域子育て相談センター事業	町	
		保育料サポート事業（保育料無料化の推進）	町	
		病児・病後児保育事業	町	
		放課後児童クラブ事業	町	
		ファミリー・サポート・センター委託事業	町	
		保育所事業費	町	
		児童手当	町	
		新生児すくすく祝金支給事業	町	
	高齢者・障害者福祉	障害者自立支援医療費給付事業	町	
		障害者地域生活支援事業	町	
		大子町障がい者等通院送迎サービス事	町	

		業補助金		
		障害者福祉サービス給付金	町	
		食の自立支援（配食サービス）事業	町	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（いきいきサロン、シルバーリハビリ体操教室）	大子町社会福祉協議会	
		シルバーリハビリ体操指導士養成事業	町	
		地域包括ケアシステム推進事業	町	
		訪問介護事業費補助事業	大子町社会福祉協議会	
		緊急通報システム見守り事業	町	
		大子北デイサービスセンター改修工事	町	R6. 10
	その他	文化福祉会館指定管理	大子町社会福祉協議会	R6. 2
	(9) その他	文化福祉会館出入口改修工事	町	
		文化福祉会館屋根改修工事	町	R6. 10
		文化福祉会館照明器具（非常用照明）LED化更新工事	町	R7. 3

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、令和3年4月現在、三つの病院、三つの診療所、五つの歯科診療所の合計11の医療機関がありますが、そのほとんどは町内中心部に集中して立地しており、地区ごとに曜日を定めて町民無料バスを運行しています。

本町においても、医師の不足や高齢化、看護師の不足などが課題となっており、また、高度専門医療については、水戸市をはじめとした町外の医療機関に頼らざるを得ない状況にあります。

また、救急医療体制については、令和2年度の夜間救急診療件数は年間274件となって

いますが、地元の水郡医師会の協力のもとで三つの医療機関の輪番制により、休日・夜間を問わず、年間を通して救急患者に対応できる救急医療体制が確立されています。

救急患者の社会復帰率を高めるため、病院への搬送過程で救命処置を施す救急救命士を消防本部に16人配置しています。また、平成22年7月からは救急専門医・看護師が同乗することにより、救急患者に対して早期に治療を開始することができる茨城県ドクターヘリが運航されており、当町におけるドクターヘリ要請件数は平成22年7月1日から422件で人口1万人当たりの出場件数は263.9件で県内では一番利用しています。

一方、医療制度改革による病床再編等により、今後、在宅医療を必要とする患者数の増加が見込まれるため、24時間体制で往診や訪問看護を提供する体制の整備が求められています。

(2) その対策

- (ア) 身近な地域で適切な医療サービスが受けられるようにするため、かかりつけ医を持つことの重要性について普及啓発に努めます。
- (イ) 町民が安心して医療行為が受けられるようにするため、小児科などの診療科目及び医師の不足を解消するため水郡医師会との連携を図り、地域医療体制の強化に努めます。
- (ウ) 水郡医師会との連携により、緊急傷病者を24時間体制で対応する緊急傷病者診療体制の継続に努めます。
- (エ) 救急救命士の計画的な養成に努めるとともに、応急手当講習会などの開催を通じてより多くのバイスタンダーの養成を図ります。
- (オ) 患者が安心して住み慣れた地域で生活が送れるように、病院、診療所、訪問介護ステーション、薬局等が互いに連携して、通院が困難な人や退院後継続した治療が必要な人、居宅での終末期医療を希望する人などを対象とした在宅医療体制の構築に努めます。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事業内 容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業	救急傷病者診療委託	町	
		救急医療二次病院運営費負担金	救急医療 市町村会議	
		常陸大宮済生会病院運営費負担金	常陸大宮 済生会病院	
		特定健診・特定保健指導事業	町	
		がん等検診事業	町	
		妊産婦・乳児健康診査	町	

		新生児視聴覚検査事業	町	
		予防接種事業	町	
		医師確保事業	町	
		医師修学資金貸与	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育及び学校教育

少子化の加速度的な進行により、本町における幼稚園入園者数は、昭和 63 年度の 233 人、6 学級をピークに、それ以降は年々減少しています。平成 27 年度からは、3 歳児保育を開始しましたが、現在は 4 学級で 40 人の入園者数に留まっています。

小・中学校の児童生徒数も年々減少傾向をたどっており、令和 3 年度には複式学級のある小学校が 6 校中 3 校で発生し、学校の適正配置が課題となっています。

また、本町では、幼年期からの読書習慣を身につけることにより豊かな心を育むことをねらいとして、平成 19 年 6 月に読書のまち宣言を行いました。今後も、町内の小・中学校との連携の強化や読書活動を通じて、質の高い教育を受けることができるように努めていく必要があります。

学校給食センターでは、炊飯を委託している業者が令和 4 年度末をもって炊飯事業から撤退し、県内で炊飯を委託する業者を見つけることが困難となることから、炊飯部門を自前で行うことを検討する必要があります。また、施設改築後 20 年以上が経過し、設備等の更新や管理運営方法等が課題となっています。

このほか、県の県立高等学校改革プラン基本プランにおいては、各県立高等学校の今後の志願・入学状況の推移やエリアの実情等を踏まえ、募集学級数の調整や統合・分校化について検討することが定められています。今後、中学校卒業生の減少により、大子清流高等学校の入学者の更なる減少が見込まれることから、町ぐるみでの取組が必要となっています。

イ 生涯学習

社会情勢の変化や高度情報化、少子高齢化が進むなか、町民一人ひとりが主体的な活動に取り組むことのできる学習環境の整備を図るとともに、町民自らが積極的に参加できる学習機会の充実に努めなければなりません。

これらの生涯学習活動の基盤として、町内には多くの社会教育関連団体やスポーツレク

リエーション団体などが存在し、中央公民館と八つのコミュニティセンターなどを拠点として活動しています。しかしながら、中央公民館は供用開始から 50 年近くを迎え、老朽化が進んでおり、今後計画的な改修が必要となっています。

また、平成 17 年に供用開始した中央公民館別館「プチ・ソフィア」は、読書のまち宣言をした本町の読書活動の拠点となっており、今後も読書に親しむための環境づくりや蔵書の充実に努めていく必要があります。

(2) その対策

ア 幼児教育及び学校教育

- (ア) 平成 22 年度に下野宮小学校がだいが小学校へ、平成 25 年度に黒沢中学校が太子中学校へ、平成 31 年度に黒沢小学校がだいが小学校へ統合しましたが、その他の学校についても適正な教育を図るため適正配置を検討する必要があります。
- (イ) 老朽化に対する改築や改修を計画的に行い、学校施設の整備に努めます。
- (ウ) よりよい生活習慣や規範意識を育てるとともに、学校図書館の蔵書の拡充に努め、うちどく（家読）をはじめとした読書活動の充実に図ります。
- (エ) 体育の授業やクラブ活動を通じて、児童生徒の体力の向上と健康の保持に努めます。
- (オ) 不登校児童生徒の支援や教育相談に対応するため、教育支援センターの充実に努めます。
- (カ) 義務教育 9 年間を通じて小・中学校が連携し、一貫した方針のもとに教育を推進することで確かな学力の向上を図り、将来を担う児童生徒の資質や能力を育成する特色ある教育の実現を目指します。
- (キ) ALT（外国語指導助手）の活用等により、小学校での外国語学習や中学校英語教育の充実に努めます。
- (ク) タブレット型コンピュータを活用した授業の充実に努め、情報教育の推進に努めます。
- (ケ) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育の推進に努めます。
- (コ) 教職員の資質向上のため研修等により専門的知識や指導力の強化を図ります。
- (サ) 小・中学校と筑波大学との連携活動を推進します。
- (シ) 学校給食費に係る子育て世帯の負担軽減を推進します。
- (ス) 地産地消に配慮した安全で安心な学校給食の提供に努めるとともに、食育を推進します。
- (セ) 幼稚園授業料の無料化により、子育て世帯の負担軽減に努めます。
- (ソ) 幼児の健康診査機関をはじめ関係機関との連携を図り入園児の円滑な就園を推進するとともに、保育所及び小学校との連携を図り幼児教育の一層の充実に努めます。
- (タ) 小・中・高連携教育の推進を図り、太子清流高等学校の存続のための活動を推進します。
- (チ) 学校給食センター炊飯施設を建設し、安定した米飯の供給に努めます。

イ 生涯学習

- (ア) 町民の多様な学習ニーズに対応するため魅力ある学習内容と学習機会の提供に努める

とともに、学習成果を地域で活かす取組を支援します。

(イ) 自主講座など町民の主体的な生涯学習活動を支援します。

(ウ) 専門的知識や優れた技能を有する人材の掘り起こしに努め、生涯学習活動の指導者として利活用を図ります。

(エ) 老朽化が進んでいる中央公民館については、計画的な改修や設備の充実に努めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

(オ) 地域住民の身近な学習の場となっている各コミュニティセンターについては、住民の要望に対応しながら施設の適正な維持管理に努めます。

(カ) 中央公民館別館「プチ・ソフィア」の施設・設備の充実や蔵書数の拡充を図るとともに、絵本の読み聞かせやお話し会の開催など、地域のボランティアと連携した事業を推進します。

(キ) 家庭や学校との連携を図り、幼児及び児童生徒が読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事 業 内 容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	町内小学校トイレ改修工事	町	
		だいが小学校校舎防水改修工事	町	
		南中学校火災報知設備設置工事	町	R5. 2
		小学校空調機移設工事	町	R7. 3
		中学校空調機移設工事	町	R7. 3
	給食施設	学校給食センター炊飯施設整備工事	町	R5. 2
		学校給食センター空調設備改修工事	町	R4. 11
		学校給食センター照明改修工事	町	R5. 2
		学校給食センター高圧ケーブル交換工事	町	R7. 3
	その他	上小川小学校防犯カメラ設置工事	町	
		太子中学校防犯カメラ設置工事	町	
		太子西中学校柔剣道場エアコン設置工事	町	

	(3)集会施設、体育施設等	大子中学校階段改修工事	町	R4. 3
		依上小学校消火栓設備工事	町	R4. 3
		上小川小学校屋内運動場床改修工事	町	R6. 1
		袋田小学校防犯カメラ設置工事	町	R6. 1
		大子西中防犯カメラ設置工事	町	R6. 1
		大子中学校屋内運動場玄関タイル改修工事	町	R6. 1
		大子幼稚園防犯カメラ設置工事	町	R7. 3
		スクールバス購入	町	R7. 3
		防犯カメラ移設工事	町	R7. 3
		上金沢集会所環境整備 A=400 m ²	町	R6. 2
		中央公民館内研修室等ドア修繕工事	町	R6. 2
		生瀬コミュニティセンター駐車場舗装及び改修工事	町	R6. 2
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	スクールバス運行委託料	町	
		小・中学校遠距離通学費補助	町	
		児童生徒読書推進事業	町	
	生涯学習	放課後子ども教室推進事業	町	
		コミュニティセンター維持管理	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には 66 の行政区の下に 536 の行政連絡班があり、町の中心市街地や合併前の旧村

の中心部を除いては、多くの集落が山間部に点在している状況となっています。高齢化率の高い本町では、避難行動要支援者の調査によると令和2年度末の一人暮らしの高齢者世帯が1,146世帯あり、また、高齢者夫婦だけの世帯も増加している状況の中で、行政連絡班内の共同作業の実施が困難になるなどコミュニティ機能の維持が難しくなっている集落が見受けられます。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行となり、今後、適切な管理が行われていない空き家等に係る対応を検討する必要があります。また、近年においては、転出等により集落内に空き家が増加していますが、その一方で、空き家への入居を希望する都市住民からの問い合わせも増えています。

このようなことから、今後も、空き家対策や高齢者のみの世帯への見守りをはじめとして、生活の基本単位である集落の維持・活性化に向けた取組が必要となってきています。

(2) その対策

- (ア) 地域の課題を解決するために行う地域住民の自主的・主体的な活動や取組の支援に努めます。
- (イ) 多様な分野でまちづくり活動を支えるNPO法人やボランティア団体の育成及び支援に努めます。
- (ウ) 行政連絡班制度の維持のため、班員の高齢化への対応や負担軽減を図り、また、維持が困難な地区については、支援員制度等の導入を検討します。
- (エ) コミュニティ活動の拠点や災害時の避難所となる集会施設の整備充実に努めます。
- (オ) 適切な管理が行われていない空き家等の情報把握に努めます。
- (カ) 空き家バンクの充実に努め、空き家等の所有者や移住定住者等への支援を行います。
- (キ) 空き家等を活用したお試し田舎暮らし住宅や体験販売店舗を整備し、移住定住等の促進を図ります。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事業内 容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	元気なまちづくりチャレンジ支援事業	町	
		地区集会所維持管理費補助	町	
		集会所修繕費	町	
		旧上岡小学校脇町有地整備事業	町	
		旧黒沢小学校高圧受変電設備更新工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町においては、多くの町民が多様な芸術文化に親しみ、豊かな感性と情操を育むことができるよう芸術祭をはじめとして、芸術文化に関する公民館講座や町民による自主講座などの活動が展開されており、今後も町民のニーズに対応した芸術文化活動の充実が求められています。

これまでは、供用開始から 50 年近くを迎える中央公民館を拠点として芸術文化活動を展開してきましたが、平成 20 年には中央公民館脇に音楽練習館が完成し、平成 22 年には大子駅前に大子町文化福祉会館「まいん」がオープンしました。

「まいん」の運営については、町民自らの企画運営事業も盛り込まれており、従来の中央公民館に代わり新たな文化活動の拠点として、町民の芸術文化意識の高揚に利用されています。

また、本町には、平成27年3月に国名勝に指定された「袋田の滝及び生瀬滝」、「浅川のささら」や「外大野のシダレザクラ」などの県指定文化財が6件、町指定文化財が22件ありますが、今後も有形無形の貴重な文化財や史跡、名勝、天然記念物などを大切に保護し、後世に伝承していく必要があります。

このほか、倭紙芸鄙美式人形宗家の山岡草が、生前、本町において創作活動を行い、遺族から作品が寄付された貴重な和紙人形が、奥久慈茶の里公園内にある和紙人形美術館山岡草常設館に展示されており、その効果的な活用が今後も求められています。

(2) その対策

- (ア) 芸術祭や質の高い芸術文化事業の開催を通じて、町民が優れた芸術文化を鑑賞する機会や日頃の成果の発表の場として参加できる機会の拡充に努めるとともに、中央公民館や音楽練習館の利用促進を図ります。
- (イ) 芸術文化活動の新たな拠点として期待される大子町文化福祉会館「まいん」においては、町民自らの企画運営事業を支援します。
- (ウ) 主体的な芸術文化活動の普及を図るため、各種芸術文化団体の指導者やボランティアの育成及び支援に努めます。
- (エ) 文化財の管理者や保存団体との連携を図りながら、修繕や案内板の設置などを行い文化財の保存と活用に努めます。
- (オ) 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地の周知を図るとともに、開発行為の際には、発掘調査などを実施して適切な保存措置を講じます。
- (カ) 老朽化した中央公民館を計画的に改修し、適切な維持管理に努めます。
- (キ) 和紙人形美術館山岡草常設館の定期的な展示替えや適切な維持管理に努めます。
- (ク) 貴重な歴史・民俗資料を伝承するために、歴史民俗資料館の整備について検討を進めます。
- (ケ) 文化の香り高い町を目指して、総合的に芸術文化の振興を図るため、芸術文化振興計画の策定を検討します。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事 業 内 容	事業主体	備考
10 地 域 文化の振 興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	大子町文化福祉会館自主事業 芸術祭開催事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

私たちが豊かで快適な生活を得ることにより、その日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスは増加し、今や地球温暖化は世界でも大きな問題となっています。その影響は、平均気温の上昇、台風の大規模化やゲリラ豪雨等の異常気象、海面の上昇などに現れるとともに、年々深刻化し、人類をはじめとした地球に暮らす生物の生存や健康を脅かしています。

国では、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定を踏まえ、温室効果ガス削減目標を 2030 年度に 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準にするとしています。

大子町環境基本計画によると、本町の温室効果ガス排出量はやや減少していますが、国の温室効果ガス削減目標は、とても高い目標となっています。

この目標を達成するためには、化石燃料や石油製品の使用を減らすとともに、森林等による吸収量の確保が必要となり、地域の特長を活かした再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策の有効な手段となります。

本町には豊かな森林がありますが、これらの間伐材をバイオマス等の燃料として活用すれば、森林の活性化による吸収量の増加と化石燃料の使用量削減が望めます。さらには、すでに顕在化している異常気象等に対応することも必要な取組となります。

なお、県内の太陽光発電施設については、景観や生活環境の問題、土砂流出などの安全に対する不安等によるトラブルが、県内各地で発生しており、県では「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を策定し、平成 28 年 10 月 1 日より運用を開始しています。

太陽光発電事業者においてはガイドラインの遵守をお願いしています。

(2) その対策

- (ア) 町民一人ひとりが実践する省エネルギーに向けた日常での取組の継続とともに、積極的な省エネルギー機器への転換や電気自動車などの活用を推進していく必要があります。
- (イ) 最も身近な再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムの継続した普及促進

に加え、本町の豊かな森林資源をいかした木質バイオマスの更なる利活用など、エネルギーの地産地消に向けた施策の検討に努めます。

- (ウ) 本町の広大な森林への間伐等の整備を進め、二酸化炭素の吸収源として活用するとともに、薪ストーブの利用促進によるカーボンニュートラルなど、地域の特性にあった、バランスの良い再生可能エネルギーの活用に努めます。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事 業 内 容	事業主体	備考
11 再生 可能エネ ルギー利 用の推進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	大子町役場太陽光発電設備等設置工事	町	R7. 6

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

再生可能エネルギーの利用の推進の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

平成20年度に本町は筑波大学との間で包括連携協定を締結し、教育等の人材育成事業や高齢者の健康づくり事業など、まちづくりの様々な分野で連携協力事業を展開しています。

大子二高跡地については、東京理科大学との契約期間満了に伴い、令和元年度より大子町営研修センターとして運用を開始しました。これまでゴールデンウィークや夏休みなどに利用が集中していたため、それ以外の期間の集客が課題となっています。

行政の抱える様々な課題に対して、大学や研究機関の有する高度な専門的知識や技術の活用を図るとともに、大学生等との交流により町の活性化を図ることが求められています。

出会いの機会を求めている独身者への結婚支援としては、いばらき出会いサポートセンターとの連携や、婚活イベントを実施する団体への支援事業を行っています。少子化の要因となる未婚・晩婚化を解消するため、男女の出会いの場の創出が必要となっています。

このほか、町に根付く芸術文化の振興と更なる魅力向上を図るとともに、アートイベントの開催等を切り口に新たな関係・交流人口の創出を目指すため、定期的なアートイベントの開催やアーティストの誘致などを推進しています。

また、近年研究・開発等が進められている未来技術について、交通・災害及び農林業など幅広い分野での必要性が求められており、今後の具体的な活用について検討する必要があります。

(2) その対策

- (ア) 筑波大学との連携協力を強化して、各分野での本町の抱える課題の解決に向けた事業を計画的かつ継続して推進します。
- (イ) 町営研修センターの利用促進と町民と大学生の交流を推進し、交流人口や関係人口の創出を図ります。
- (ウ) 独身者に出会いの場を提供するため婚活イベントへの支援や、結婚相談員による相談会の開催、いばらき出会いサポートセンターへの入会を促進します。
- (エ) 平成30年に整備したアーティスト滞在施設を活用し、県内外からのアーティストの招へい及び芸術活動の支援を推進します。また、民間企業等との連携により取組の幅を広げることで、地域活性化の促進に努めます。
- (オ) 町の魅力発信の強化を図るとともに、地域ブランドの向上を図るため、タウンプロモーション事業の推進に努めます。
- (カ) 新たな交通手段の確保や災害時における状況把握など、未来技術を活用した事業促進に努めます。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業（施設）名	事業内 容	事業主体	備考
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項		大子町ベストパートナー助成事業	町	
		結婚応援プロモーション事業	町	
		官民連携による戦略的プロモーション推進事業	町	
		大子町タウンプロモーション戦略策定業務	町	
		大子町タウンプロモーション事業	町	
		アーティスト滞在施設企画運營業務	町	
		駅舎アートによる水郡線利用促進事業	町	
		アートイベント開催業務	町	
		未来技術社会実装事業	町	

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的 発展施 策区分	事業（施設） 名	事 業 内 容	事業主体	備考
1 移 住・定 住・地 域間交 流の促 進、人 材育成	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業	奥久慈大子まつり 常陸国YOSAKOI祭り補助 奥久慈トレイルレース負担金 奥久慈サイクルツーリズム事業 奥久慈里山ヒルクライムルート負担金 百段階でひな祭り事業補助 空き家バンクリフォーム助成制度 木造住宅建設助成事業 子育て世帯住宅建設助成事業 住宅リフォーム助成事業	実行委員会 実行委員会 推進委員会 町 推進協議会 商工会 町 町 町 町	移住・定住を促進するための事業であり、地域間交流による活力の向上など、効果は将来に持続的に及ぶものである。
2 産業 の振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化	畜産振興事業 町営牧場維持管理 堆肥生産プラント管理運営業務 雇用促進奨励金 地域人材育成事業 自治・振興金融債務者保証料補給事業 プレミアム商品券発行事業補助 創業支援事業 商店街空き店舗等活用支援事業 中小企業者経営改善支援事業補助金	大子町畜協 常陸農協 町 町 町 町 町 町 町 町 町	産業の振興により、地域の持続的発展に資する事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 中小企業等への支援など、地域経済の活性化を図るための事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

	観光	レトロな街並み整備事業	町	町内外からの誘客を図るための事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	その他	有害鳥獣駆除関連事業	町	農作物被害の拡大を防止するための事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティ FM 放送局運営等事業補助 コミュニティ FM 演奏所整備工事	町 町	デジタル化の推進や情報発信による日常生活における利便性の向上に取り組む事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
4 交通施策することで、の整備、交通手段の確保	(11) 過疎地域持続的発展特別事業	町民無料バス運行業務委託 上小川駅・袋田駅乗車券等販売委託 地方バス路線維持補助 廃止路線代替バス運行費補助 タクシー利用助成事業 A I 乗合タクシー運行事業	町 町 茨城交通㈱ 茨城交通㈱ 町 町	持続可能な地域公共交通の維持や活性化を図る事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援センター事業 地域子育て相談センター事業 保育料サポート事業（保育料無料化の推進） 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ事業 ファミリー・サポート・センター委託事業 保育所事業費 児童手当	町 町 町 町 町 町 町 町	安心して子どもを産み、育てるための環境づくりに向けた事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

	高齢者・障害者福祉	新生児すくすく祝金支給事業 障害者自立支援医療費給付事業 障害者地域生活支援事業 大子町障がい者等通院送迎サービス事業補助金 障害者福祉サービス給付金 食の自立支援(配食サービス)事業 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(いきいきサロン、シルバーリハビリ体操教室) シルバーリハビリ体操指導士養成事業 地域包括ケアシステム推進事業 訪問介護事業費補助事業 緊急通報システム見守り事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	その他	文化福社会館指定管理	大子町社会福祉協議会	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	救急傷病者診療委託 救急医療二次病院運営費負担金 常陸大宮済生会病院運営費負担金 特定健診・特定保健指導事業 がん等検診事業 妊産婦・乳児健康診査 新生児視聴覚検査事業 予防接種事業 医師確保事業	町 救急医療市町村会議 常陸大宮済生会病院 町 町 町 町 町 町	地域に根ざした医療提供に向けた取組であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

		医師修学資金貸与	町	
8 教育 の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 義務教育	スクールバス運行委託料 小・中学校遠距離通学費補助 児童生徒読書推進事業 放課後子ども教室推進事業 コミュニティセンター維持管理	町 町 町 町 町	快適な教育環境づくりに 向けた事業であり、事 業効果は将来に持続的 に
9 集落 の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	元気な町づくりチャレンジ支援事 業 地区集会所維持管理費補助 集会所修繕費 旧上岡小学校脇町有地整備事業 旧黒沢小学校高圧受変電設備更新 工事	町 町 町 町	誰もが暮らしやすい地 域づくりに向けた取組 であり、地域コミュニテ ィの持続性の確保など、 事業効果は将来に持続 的に及ぶものである。
10 地 域文化 の振興 等	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	大子町文化福祉会館自主事業 芸術祭開催事業	町 町	歴史や文化に身近に触 れ合うことができる環 境づくりに向けた取組 であり、事業効果は将来 に持続的に及ぶもので ある。
11 再 生可能 エネル ギー利 用の推 進	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	大子町太陽光発電設備等設置工事	町	地域環境に配慮した取 組であり、事業効果は将 来に持続的に及ぶもの である。
12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項		大子町ベストパートナー助成事業 結婚応援プロモーション事業 官民連携による戦略的プロモーシ ョン推進事業 大子町タウンプロモーション戦略 策定業務 大子町タウンプロモーション事業	町 町 町 町 町	タウンプロモーション や官民連携により、魅力 発信の強化を図る事業 であり、事業効果は将来 に持続的に及ぶもので ある。

		アーティスト滞在施設企画運営業務	町	
		駅舎アートによる水郡線利用促進事業	町	
		アートイベント開催業務	町	
		未来技術社会実装事業	町	